札幌市土木工事共通仕様書

新旧対照表

「札幌市土木工事共通仕様書（令和２年10月版）」を一部改定し、「札幌市土木工事共通仕様書（令和３年10月版）」として、令和３年10月１日以降に入札する工事から適用する。

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年10月版	（旧）令和２年10月版	備考
Ⅰ　土木工事共通仕様書（本文） 第１編　共通編 　第１章 総則	第１編　共通編 　第１章 総則	
第1節　　総則 １－１－１－2　用語の定義 １～20.（省略） 21.「連絡」とは、工事監督員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第17条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールにより互いに知らせることをいう。 22.「納品」とは、受注者が工事監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。 23.「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。 24.「情報共有システム」とは、工事監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 また、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。 25.「書面」とは、工事施工協議簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、署名又は押印したものも有効とする。 26.「工事帳票」とは、施工計画書、工事施工協議簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事施工協議簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。 27～43.（省略）	第１節　総則 １－１－１－2　用語の定義 １～20.（省略） 21.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システム（ＡＳＰ）を用いて作成され、指示、承諾、協議提出、報告、通知が行われた工事帳票について、署名または押印がなくても有効とする。 22～38.（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年10月版	（旧）令和２年10月版	備考
１－１－１－３　設計図書の照査等 １．受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。貸与した原図若しくは電子データは受注者の責任で保管し、原図若しくは電子データに損傷を与えた場合は復元の上、工事監督員が指示した期日までに返却すること。2～4.（省略）	１－１－１－３　設計図書の照査等 １．受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。貸与した原図は受注者の責任で保管し、原図に損傷を与えた場合は復元の上、工事監督員が指示した期日までに返却すること。2～4.（省略）	
１－１－１－８　コリンズへの登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから工事監督員にメール送信し、により工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）」等の変更）時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成後（しゅん功日）、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。	１－１－１－８　コリンズへの登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから工事監督員にメール送信し、により工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）」等の変更）時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成後（しゅん功日）、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。	
１－１－１－11　工事用地等の使用 １．受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意を持って維持・管理するものとする。 ２．設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。 ３～６．（省略）	１－１－１－11　工事用地等の使用 １．受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意を持って維持・管理するものとする。 ２．設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場等）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。 ３～６．（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年10月版	（旧）令和２年10月版	備考
１－１－１－17　工事の一時中止 １～2（省略） ３．前１項及び前２項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	１－１－１－17　工事の一時中止 １～2（省略） ３．前１項及び前２項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	
１－１－１－23　工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等 １～５．（省略） ６．段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1)～(2)　（省略） (3)　受注者は、段階確認に臨場するものとし、確認した箇所に係わる工事監督員の署名又は押印された書面を保管し、検査時に提出しなければならない。 ７．（省略）	１－１－１－23　工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等 １～５．（省略） ６．段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1)～(2)　（省略） (3)　受注者は、段階確認に臨場するものとし、確認した箇所に係わる工事監督員の押印された書面を保管し、検査時に提出しなければならない。 ７．（省略）	
１－１－１－32　工事中の安全確保 １～9（省略） 10. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達　平成４年３月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達　平成４年４月14日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない 。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。 また、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。 （省略） 11～22（省略）	１－１－１－32　工事中の安全確保 １～9（省略） 10. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達　平成４年３月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達　平成４年４月14日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。 （省略） 11～22（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年10月版	（旧）令和２年10月版	備考
１－１－１－36　環境対策 １～３（省略） ４．受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、工事の施工に当たり表１－６に示す建設機械を使用する場合は、表１－６の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年３月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年３月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 (2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表１－７に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011 年基準に適合するものとして、表１－７の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（令和元年改正　経済産業省・国土交通省・環境省令第１号、最終改正平成22年３月18日経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）」第16条第１項第２号、若しくは第20条第１項第２号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年３月18日付け国総施環第291号）」若しくは、「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年３月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 （省略） 5～9. 省略	１－１－１－36　環境対策 １～３（省略） ４．受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、工事の施工に当たり表１－６に示す建設機械を使用する場合は、表１－６の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年３月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年３月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 (2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表１－７に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011 年基準に適合するものとして、表１－７の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（令和元年改正　経済産業省・国土交通省・環境省令第１号、最終改正平成22年３月18日経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）」第16条第１項第２号、若しくは第20条第１項第２号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年３月18日付け国総施環第291号）」若しくは、「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年３月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年７月13日付け国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 （省略） 5～9. 省略	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年10月版	（旧）令和２年10月版	備考
１－１－１－38　安全管理 １．　交通安全管理 （省略） (3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和２年３月　内閣府・国土交通省令第２号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年８月30日）、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について」（道路局長通知　平成18年３月31日　国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知　平成18年３月31日　国道利38号・国道国防第206号）「道路工事保安施設設置基準」（案）（建設省道路局国道第一課通知　昭和47年２月）及び「Ⅲ付表．１．道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。 （省略）	１－１－１－38　安全管理 ２．　交通安全管理 （省略） (3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（平成30 年12月　内閣府・国土交通省令第２号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年８月30日）、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について」（道路局長通知　平成18年３月31日　国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知　平成18年３月31日　国道利38号・国道国防第206号）「道路工事保安施設設置基準」（案）（建設省道路局国道第一課通知　昭和47年２月）及び「Ⅲ付表．１．道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。 （省略）	
１－１－１－39 諸法令の遵守 １．　受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1)　地方自治法　（平成29年６月改正法律第74号） (2)　建設業法　（令和 元年６月改正法律第37号） (3)　下請代金支払遅延等防止法　（平成21年６月改正法律第51号） (4)　労働基準法　（令和２年３月改正法律第14号） (5)　労働安全衛生法　（令和 元年６月改正法律第37号） (6)　作業環境測定法　（令和 元年６月改正法律第37号） (7)　じん肺法　（平成30年７月改正法律第71号） (8)　雇用保険法　（令和２年６月改正法律第54号） (9)　労働者災害補償保険法　（令和２年６月改正法律第40号） (10)　健康保険法　（令和２年６月改正法律第52号）	１－１－１－39 諸法令の遵守 １．　受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1)　地方自治法　（平成29年６月改正法律第74号） (2)　建設業法　（平成26年６月改正法律第45号） (3)　下請代金支払遅延等防止法　（平成21年６月改正法律第51号） (4)　労働基準法　（平成30年７月改正法律第71号） (5)　労働安全衛生法　（令和 元年６月改正法律第37号） (6)　作業環境測定法　（令和 元年６月改正法律第37号） (7)　じん肺法　（平成30年７月改正法律第71号） (8)　雇用保険法　（平成30年７月改正法律第71号） (9)　労働者災害補償保険法　（平成30年５月改正法律第31号） (10)　健康保険法　（令和 元年５月改正法律第 9号）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年10月版		（旧）令和２年10月版		備考
(11) 中小企業退職金共済法	（令和２年６月改正法律第40号）	(11) 中小企業退職金共済法	（令和 元年５月改正法律第16号）	
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	（令和２年６月改正法律第14号）	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	（令和 元年６月改正法律第37号）	
(13) 出入国管理及び難民認定法	（令和 元年12月改正法律第63号）	(13) 出入国管理及び難民認定法	（平成30年12月改正法律第102号）	
(14) 道路法	（令和２年６月改正法律第49号）	(14) 道路法	（平成30年12月改正法律第102号）	
(15) 道路交通法	（令和２年６月改正法律第52号）	(15) 道路交通法	（令和 元年６月改正法律第37号）	
(16) 道路運送法	（令和２年６月改正法律第36号）	(16) 道路運送法	（令和 元年６月改正法律第37号）	
(17) 道路運送車両法	（令和 元年６月改正法律第37号）	(17) 道路運送車両法	（令和 元年６月改正法律第37号）	
(18) 砂防法	（平成25年11月改正法律第76号）	(18) 砂防法	（平成25年11月改正法律第76号）	
(19) 地すべり等防止法	（平成29年６月改正法律第45号）	(19) 地すべり等防止法	（平成26年６月改正法律第45号）	
(20) 河川法	（平成29年６月改正法律第45号）	(20) 河川法	（平成29年６月改正法律第45号）	
(21) 海岸法	（平成30年12月改正法律第95号）	(21) 海岸法	（平成30年12月改正法律第95号）	
(22) 港湾法	（令和２年６月改正法律第49号）	(22) 港湾法	（平成29年６月改正法律第55号）	
(23) 港則法	（平成29年６月改正法律第55号）	(23) 港則法	（令和 元年６月改正法律第37号）	
(24) 水路業務法	（平成30年12月改正法律第95号）	(24) 水路業務法	（平成30年12月改正法律第95号）	
(25) 漁港漁場整備法	（平成30年12月改正法律第95号）	(25) 漁港漁場整備法	（平成30年12月改正法律第95号）	
(26) 下水道法	（平成27年５月改正法律第22号）	(26) 下水道法	（平成27年５月改正法律第22号）	
(27) 航空法	（令和２年６月改正法律第61号）	(27) 航空法	（令和 元年６月改正法律第38号）	
(28) 公有水面埋立法	（平成26年６月改正法律第51号）	(28) 公有水面埋立法	（平成26年６月改正法律第51号）	
(29) 軌道法	（令和２年６月改正法律第41号）	(29) 軌道法	（平成29年６月改正法律第45号）	
(30) 森林法	（令和２年６月改正法律第41号）	(30) 森林法	（平成30年６月改正法律第35号）	
(31) 環境基本法	（平成30年６月改正法律第50号）	(31) 環境基本法	（平成30年６月改正法律第50号）	
(32) 火薬類取締法	（令和 元年６月改正法律第37号）	(32) 火薬類取締法	（令和 元年６月改正法律第37号）	
(33) 大気汚染防止法	（令和２年６月改正法律第39号）	(33) 大気汚染防止法	（平成29年６月改正法律第45号）	
(34) 騒音規制法	（平成26年６月改正法律第72号）	(34) 騒音規制法	（平成26年６月改正法律第72号）	
(35) 水質汚濁防止法	（平成29年６月改正法律第45号）	(35) 水質汚濁防止法	（平成29年６月改正法律第45号）	
(36) 湖沼水質保全特別措置法	（平成26年６月改正法律第72号）	(36) 湖沼水質保全特別措置法	（平成26年６月改正法律第72号）	
(37) 振動規制法	（平成26年６月改正法律第72号）	(37) 振動規制法	（平成26年６月改正法律第72号）	
(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	（令和 元年６月改正法律第37号）	(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	（令和 元年６月改正法律第37号）	
(39) 文化財保護法	（令和２年６月改正法律第49号）	(39) 文化財保護法	（平成30年６月改正法律第42号）	
(40) 砂利採取法	（平成27年６月改正法律第50号）	(40) 砂利採取法	（平成27年６月改正法律第50号）	
(41) 電気事業法	（令和２年６月改正法律第41号）	(41) 電気事業法	（平成30年６月改正法律第41号）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年10月版	（旧）令和２年10月版	備考
(42) 消防法　（平成30年６月改正法律第67号）	(42) 消防法　（平成30年６月改正法律第67号）	
(43) 測量法　（令和 元年６月改正法律第37号）	(43) 測量法　（令和 元年６月改正法律第37号）	
(44) 建築基準法　（令和 ２年６月改正法律第43号）	(44) 建築基準法　（令和 元年６月改正法律第37号）	
(45) 都市公園法　（平成29年５月改正法律第26号）	(45) 都市公園法　（平成29年５月改正法律第26号）	
(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年６月改正法律第55号）	(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成29年６月改正法律第55号）	
(47) 土壌汚染対策法　（平成29年６月改正法律第45号）	(47) 土壌汚染対策法　（平成29年６月改正法律第45号）	
(48) 駐車場法　（平成29年５月改正法律第26号）	(48) 駐車場法　（平成29年５月改正法律第26号）	
(49) 自然環境保全法　（平成31年４月改正法律第20号）	(49) 自然環境保全法　（平成31年４月改正法律第20号）	
(50) 自然公園法　（令和 元年６月改正法律第37号）	(50) 自然公園法　（令和 元年６月改正法律第37号）	
(51) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年９月改正法律第66号）	(51) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年９月改正法律第66号）	
(52) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 元年６月改正法律第37号）	(52) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 元年６月改正法律第37号）	
(53) 河川法施行法　妙　（平成11年12月改正法律第160号）	(53) 河川法施行法　妙　（平成11年12月改正法律第160号）	
(54) 技術士法　（令和 元年６月改正法律第37号）	(54) 技術士法　（令和 元年６月改正法律第37号）	
(55) 漁業法　（令和 元年５月改正法律第 1号）	(55) 漁業法　（令和 元年５月改正法律第 1号）	
(56) 空港法　（令和 元年６月改正法律第37号）	(56) 空港法　（令和 元年６月改正法律第37号）	
(57) 計量法　（平成26年６月改正法律第69号）	(57) 計量法　（平成26年６月改正法律第69号）	
(58) 厚生年金保険法　（令和 ２年６月改正法律第40号）	(58) 厚生年金保険法　（平成30年７月改正法律第71号）	
(59) 航路標識法　（平成28年５月改正法律第42号）	(59) 航路標識法　（平成28年５月改正法律第42号）	
(60) 資源の有効な利用の促進に関する法律　（平成26年６月改正法律第69号）	(60) 資源の有効な利用の促進に関する法律　（平成26年６月改正法律第69号）	
(61) 最低賃金法　（平成24年４月改正法律第27号）	(61) 最低賃金法　（平成24年４月改正法律第27号）	
(62) 職業安定法　（令和 元年６月改正法律第37号）	(62) 職業安定法　（令和 元年６月改正法律第37号）	
(63) 所得税法　（令和 ２年３月改正法律第 8号）	(63) 所得税法　（平成31年３月改正法律第 6号）	
(64) 水産資源保護法　（平成30年12月改正法律第95号）	(64) 水産資源保護法　（平成30年12月改正法律第95号）	
(65) 船員保険法　（令和２年６月改正法律第52号）	(65) 船員保険法　（令和 元年５月改正法律第 9号）	
(66) 著作権法　（令和 ２年６月改正法律第48号）	(66) 著作権法　（平成30年７月改正法律第72号）	
(67) 電波法　（令和 ２年４月改正法律第23号）	(67) 電波法　（令和 元年６月改正法律第23号）	
(68) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和 ２年６月改正法律第42号）	(68) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和 元年６月改正法律第20号）	
(69) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（令和 ２年３月改正法律第14号）	(69) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（平成29年６月改正法律第45号）	
(70) 農薬取締法　（令和 元年12月改正法律第62号）	(70) 農薬取締法　（平成30年６月改正法律第53号）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年10月版	（旧）令和２年10月版	備考
(71) 毒物及び劇物取締法　（平成30年６月改正法律第66号） (72) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年５月改正法律第41号） (73) 公共工事の品質確保の促進に関する法律　（令和 元年６月改正法律第35号） (74) 警備業法　（令和 元年６月改正法律第37号） (75) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和 元年６月改正法律第37号） (76) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （令和 ２年６月改正法律第42号） (77) 都市計画法　（令和 ２年６月改正法律第43号） (78) 土地収用法　（平成29年６月改正法律第45号） (79) 民法　（令和 元年６月改正法律第34号） (80) 地方税法　（令和 ２年２月改正法律第５号） (81) 電気通信事業法　（令和 ２年５月改正法律第30号） (82) 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律 （平成26年６月改正法律第69号）	(71) 毒物及び劇物取締法　（平成30年６月改正法律第66号） (72) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年５月改正法律第41号） (73) 公共工事の品質確保の促進に関する法律　（令和 元年６月改正法律第35号） (74) 警備業法　（令和 元年６月改正法律第37号） (75) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和 元年６月改正法律第37号） (76) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （平成30年６月改正法律第67号） (77) 都市計画法　（平成30年４月改正法律第22号） (78) 土地収用法　（平成29年６月改正法律第45号） (79) 民法　（令和 元年６月改正法律第34号） (80) 地方税法　（平成31年３月改正法律第２号） (81) 電気通信事業法　（令和 元年５月改正法律第５号） (82) 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律 （平成26年６月改正法律第69号）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版

第２章 材料

第 14 節　道路標識及び区画線

１－２－14－１　道路標識

１（省略）

２．　標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。（省略）

表２－52　封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
12′（0.2°）	5°	70	50	15	9.0	4.0
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7
	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5
20′（0.33°）	5°	50	35	10	7.0	2.0
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0
	40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4
２．０°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06

［注］　試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。

表２－53　カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
12′（0.2°）	5°	250	170	45	45	20
	30°	150	100	25	25	11
	40°	110	70	16	16	8.0
20′（0.33°）	5°	180	122	25	21	14
	30°	100	67	14	12	8.0
	40°	95	64	13	11	7.0
２．０°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06

（省略）

（旧）令和２年 10 月版

第２章 材料

第 14 節　道路標識及び区画線

１－２－14－１　道路標識

１（省略）

３．　標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。（省略）

表２－52　封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
12′（0.2°）	5°	70	50	15	9.0	4.0
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7
	40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5
20′（0.33°）	5°	50	35	10	7.0	2.0
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0
	40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4
２°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06

［注］　試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。

表２－53　カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
12′（0.2°）	5°	250	170	45	45	20
	30°	150	100	25	25	11
	40°	110	70	16	16	8.0
20′（0.33°）	5°	180	122	25	21	14
	30°	100	57	14	12	8.0
	40°	95	54	13	11	7.0
２°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1
	40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06

（省略）

備考

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年10月版	（旧）令和２年10月版	備考
第３章 一般施工	第３章 一般施工	
第２節 適用すべき諸基準 Ⅰ－３－２－１ 適用すべき諸基準 (4) 日本道路協会鋼道路橋施工便覧 （令和２年９月） (15) 日本道路協会杭基礎施工便覧 （令和２年９月） (32) 日本道路協会道路標識設置基準・同解説 （令和２年６月） (39) 厚生労働省ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン （令和２年７月）	第２節 適用すべき諸基準 Ⅰ－３－２－１ 適用すべき諸基準 (4) 日本道路協会鋼道路橋施工便覧 （平成27年３月） (15) 日本道路協会杭基礎施工便覧 （平成27年３月） (32) 日本道路協会道路標識設置基準・同解説 （昭和62年１月） (39) 厚生労働省ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン （平成29年６月）	
第３節 共通的工種 １－３－３－４　矢板工 １～13（省略） 14. 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は２m程度として施工しなければならない。 15～18（省略）	第３節 共通的工種 １－３－３－４　矢板工 １～13（省略） 14. 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は２m程度として施工しなければならない。 15～18（省略）	
１－３－３－９　小型標識工 １．受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。 ２．受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。 ３～１９（省略）	１－３－３－９　小型標識工 １．受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。 ２．受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。 ３～１９（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
第４節　基礎工 １－３－４－４　既製杭工 １～20.（省略） 21. 受注者は、既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。 (1)（省略） (2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。なお、同等以上の検定試験とは、WE S 8106 （基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準・社団法人日本溶接協会）をいうものとする。 (3)～(7)（省略）	第４節　基礎工 １－３－４－４　既製杭工 １～20.（省略） 21. 受注者は、既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。 (1)（省略） (2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。なお、同等以上の検定試験とは、WE S 8106 （基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準・社団法人日本溶接協会）をいうものとする。 (3)～(7)（省略）	
１－３－４－９　鋼管矢板基礎工 １～10（省略） 11. 受注者は、鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 (1)　（省略） (2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし、半自動溶接を行う場合は、 JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）、かつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。<br　なお、同等以上の検定試験とは、WE S 8106 （基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準・社団法人日本溶接協会）をいうものとする。 （省略） 12 から 25.（省略）	１－３－４－９　鋼管矢板基礎工 １～10（省略） 11. 受注者は、鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 (1)　（省略） (2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし、半自動溶接を行う場合は、 JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。なお、同等以上の検定試験とは、WE S 8106 （基礎杭溶接技術検定における試験方法及び判定基準・社団法人日本溶接協会）をいうものとする。 （省略） 12 から 25.（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
第６節　一般舗装工 １－３－６－５　アスファルト舗装工 １．（省略） ２．受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。 （省略） (3)　受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度及びその変動の範囲について工事監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。 （省略） 3～４．（省略）	第６節　一般舗装工 １－３－６－５　アスファルト舗装工 １．（省略） ２．受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。 （省略） (3)　受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度及びその変動の範囲について工事監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。 （省略） 3～４．（省略）	
第 10 節　仮設工 １－３－10－17　トンネル仮設備工 １．（省略） 18. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たって、半月以内ごとに１回、定期に、定められた方法に従って、空気の粉塵濃度等について測定を行わなければならない。 　この際、粉塵濃度（吸入性粉塵濃度）目標レベルは２mg/m3 とし、掘削断面が小さいため、２mg/m3 を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集塵装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り２mg/m3 に近い値を目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。 　また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。 19. （省略）	第 10 節　仮設工 １－３－10－17　トンネル仮設備工 １．（省略） 18. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たって、半月以内ごとに１回、定期に、定められた方法に従って、空気の粉塵濃度等について測定を行わなければならない。 　この際、粉塵濃度（吸入性粉塵濃度）目標レベルは３mg/m3 とし、掘削断面が小さいため、３mg/m3 を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集塵装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り３mg/m3 に近い値を目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。 　また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。 19. （省略）	
第 11 節　その他 １－３－11－１　用地境界杭工 ２．設置 （省略） (4)　杭の設置は特に指示する場合を除き、杭の中心点又は矢印先端部を用地境界線上に一致させ、札幌市（国土交通省、北海道）の文字面が民地側になるようにしなければならない。	第 11 節　その他 １－３－11－１　用地境界杭工 ２．設置 （省略） (4)　杭の設置は特に指示する場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、札幌市（国土交通省、北海道）の文字面が民地側になるようにしなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>（新）令和３年 10 月版</th><th>（旧）令和２年 10 月版</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>第５章　無筋、鉄筋コンクリート</td><td>第５章　無筋、鉄筋コンクリート</td><td></td></tr>
<tr><td>第２節　適用すべき諸基準
１－５－２－１　適用すべき諸基準
⑸ 土木学会　鉄筋定着・継手指針　（令和２年３月）</td><td>第２節　適用すべき諸基準
１－５－２－１　適用すべき諸基準
⑸ 土木学会　鉄筋定着・継手指針　（平成 19 年８月）</td><td></td></tr>
<tr><td>第３節　コンクリート
１－５－３－３　配合
１．受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティーが得られる範囲内で単位水量をできるだけ少なくするように定めなければならない。
２．（省略）</td><td>第３節　コンクリート
１－５－３－３　配合
１．受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティーをもつ範囲内で単位水量をできるだけ少なくするように定めなければならない。
２．（省略）</td><td></td></tr>
<tr><td>１－５－３－４　材料の計量
１．受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表５－３で示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

表５－３ 計量値の許容差
<table><tr><th>材料の種類</th><th>最大値（%）</th></tr><tr><td>水</td><td>１</td></tr><tr><td>セメント</td><td>１</td></tr><tr><td>骨材</td><td>３</td></tr><tr><td>混和材</td><td>２※</td></tr><tr><td>混和剤</td><td>３</td></tr></table>※高炉スラグ微粉末の場合は、１（%）以内</td><td>１－５－３－４　材料の計量
１．受注者は、各材料を、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</td><td></td></tr>
</table>

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
１－５－３－５　練混ぜ １．受注者は、バッチミキサ―及び連続ミキサ―を使用する場合には、それぞれ JIS A 1119（ミキサ―で練混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）及び土木学会　連続ミキサ―の練混ぜ性能試験方法（案）により練混ぜ性能試験を行わなければならない。 ２～３．（省略） ４．練混ぜ時間は、試験練りによって定めるものとする。やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサ―を用いる場合１分 30 秒、強制練りバッチミキサ―を用いる場合１分とするものとする。 ５．受注者は、あらかじめ定めておいた練混ぜ時間の３倍以内で、練混ぜを行わなければならない。 ６．受注者は、ミキサ―内のコンクリートを排出し終った後にミキサ―内にあらたに材料を投入しなければならない。 ７．受注者は、使用の前後にミキサ―を清掃しなければならない。 ８．ミキサ―は、練上りコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造のものとする。 ９．受注者は、連続ミキサ―を用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ―部の容積以上とするものとする。 10．（省略）	１－５－３－５　練混ぜ １．受注者は、バッチミキサ及び連続ミキサを使用する場合には、それぞれ JIS A 1119（ミキサで練混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）及び土木学会　連続ミキサの練混ぜ性能試験方法（案）により練混ぜ性能試験を行わなければならない。 ２～３．（省略） ４．練混ぜ時間は、試験練りによって定めるものとする。やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合１分 30 秒、強制練りバッチミキサを用いる場合１分とするものとする。 ５．受注者は、あらかじめ定めておいた練混ぜ時間の３倍以内で、練混ぜを行わなければならない。 ６．受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終った後にミキサ内にあらたに材料を投入しなければならない。 ７．受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。 ８．ミキサは、練上りコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造のものとする。 ９．受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とするものとする。 10．（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版

１－５－３－８　養生

１．（省略）

２．受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 5-4 を標準とする。

なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表５－４に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して工事監督員と協議しなければならない。

表５－４　コンクリートの標準湿潤養生期間

日平均気温	混合ｾﾒﾝﾄＢ種	普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ	早強ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ 普通ポルト＋促進剤
15℃以上	7 日以上	5 日以上	3 日以上
10℃以上	9 日以上	7 日以上	4 日以上
5℃以上	12 日以上	9 日以上	5 日以上

［注］１．養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。
２．寒中コンクリートの場合は、１－５－６－４寒中コンクリートの規定による。

（旧）令和２年 10 月版

１－５－３－８　養生

１．（省略）

２．受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表 5-3 を標準とする。

なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表５－３に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して工事監督員と協議しなければならない。

表５－３　コンクリートの標準湿潤養生期間

日平均気温	混合ｾﾒﾝﾄＢ種	普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ	早強ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ 普通ポルト＋促進剤
15℃以上	7 日以上	5 日以上	3 日以上
10℃以上	9 日以上	7 日以上	4 日以上
5℃以上	12 日以上	9 日以上	5 日以上

［注］１．養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。
２．寒中コンクリートの場合は、１－５－６－４寒中コンクリートの規定による。

備考

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
１－５－５－４ 鉄筋の継手 １～5.（省略） ６．受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。 ７．（省略） ８．受注者は、機械式継手工法について、以下の各号によらなければならない。 (1) 受注者は、機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 29 年３月）」に基づき実施するものとする。 受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験期間を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを提示し、工事監督員に承諾を得なければならない。 また、機械式鉄筋継手の施工については、以下によるものとする。 ア使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 イ機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和２年３月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従った施工管理を行わなければならない。 (2) 受注者は、設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途工事監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者検討会等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。	１－５－５－４ 鉄筋の継手 １～5.（省略） ６．受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。 ７．（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>（新）令和３年 10 月版</th><th>（旧）令和２年 10 月版</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
第６節　特殊コンクリート
１－５－６－２　材料
１～３．
４．受注者は、プレパックドコンクリートの細骨材の粒度を、表５－５の範囲を標準とし、粗粒率は原則として１．４～２．２の範囲になるものを使用しなければならない。

表５－５　プレパックドコンクリートの細骨材粒度
<table>
<tr><th>ふるいの呼び寸法（㎜）</th><th>ふるいを通るものの重量百分率</th></tr>
<tr><td>2.5</td><td>１００</td></tr>
<tr><td>1.2</td><td>９０～１００</td></tr>
<tr><td>0.6</td><td>６０～８０</td></tr>
<tr><td>0.3</td><td>２０～５０</td></tr>
<tr><td>0.15</td><td>５～３０</td></tr>
</table>
［注］　配合を定めた時の粗粒率に比べて 0.1 以上の変化を生じたときは、配合を変えなければならない。

５．（省略）
</td>
<td>
第６節　特殊コンクリート
１－５－６－２　材料
１～３．
４．受注者は、プレパックドコンクリートの細骨材の粒度を、次表の範囲を標準とし、粗粒率は原則として１．４～２．２の範囲になるものを使用しなければならない。

表５－４　プレパックドコンクリートの細骨材粒度
<table>
<tr><th>ふるいの呼び寸法（㎜）</th><th>ふるいを通るものの重量百分率</th></tr>
<tr><td>2.5</td><td>１００</td></tr>
<tr><td>1.2</td><td>９０～１００</td></tr>
<tr><td>0.6</td><td>６０～８０</td></tr>
<tr><td>0.3</td><td>２０～５０</td></tr>
<tr><td>0.15</td><td>５～３０</td></tr>
</table>
［注］　配合を定めた時の粗粒率に比べて 0.1 以上の変化を生じたときは、配合を変えなければならない。

５．（省略）
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>
１－５－６－４　寒中コンクリート
１～10.（省略）
11. 受注者は、コンクリートの初期凍害を防止するために、表５－７の圧縮強度が得られるまで、コンクリートの養生温度を５℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表５－６の値以上とするものとする。なお、表５－６の養生期間の後、更に２日間はコンクリート温度を０℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として、１－５－３－８養生 に示す期間も満足する必要がある。
12～15.（省略）
</td>
<td>
１－５－６－４　寒中コンクリート
１～10.（省略）
11. 受注者は、コンクリートの初期凍害を防止するために、表５－６の圧縮強度が得られるまで、コンクリートの養生温度を５℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表５－５の値以上とするものとする。なお、表５－５の養生期間の後、更に２日間はコンクリート温度を０℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として、１－５－３－８養生 に示す期間も満足する必要がある。
12～15.（省略）
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版

表５－６　寒中コンクリートの温度制御養生期間

５℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド＋促進剤	混合セメントＢ種
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	５℃	９日	５日	12 日
	10℃	７日	４日	９日
(2) まれに凍結融解を受ける場合	５℃	４日	３日	５日
	10℃	３日	２日	４日

［注］１～４．（省略）

表５－７　養生温度を５℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準(N/mm²)

５℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	断面の大きさ		
	薄い場合	普通の場合	厚い場合
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	15	12	10
(2) まれに凍結融解を受ける場合	５	５	５

［注］１～２．（省略）

（旧）令和２年 10 月版

表５－５　寒中コンクリートの温度制御養生期間

５℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド・普通ポルトランド＋促進剤	混合セメントＢ種
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	５℃	９日	５日	12 日
	10℃	７日	４日	９日
(2) まれに凍結融解を受ける場合	５℃	４日	３日	５日
	10℃	３日	２日	４日

［注］１～４．（省略）

表５－６　養生温度を５℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準(N/mm²)

５℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	断面の大きさ		
	薄い場合	普通の場合	厚い場合
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	15	12	10
(2) まれに凍結融解を受ける場合	５	５	５

［注］１～２．（省略）

備考

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
第７節　モルタル １－５－７－４　練混ぜ 受注者は、モルタルの練混ぜには、バッチミキサ一を用いなければならない。ただし、練混ぜ作業前に工事監督員の承諾を得た場合は、手練りができるものとする。	第７節　モルタル １－５－７－４　練混ぜ 受注者は、モルタルの練混ぜには、バッチミキサを用いなければならない。ただし、練混ぜ作業前に工事監督員の承諾を得た場合は、手練りができるものとする。	
第２編　河川編 第３章　樋門・樋管（排水工）	第２編　河川編 第３章　樋門・樋管（排水工）	
第２節　適用すべき諸基準 ２－３－２－１　適用すべき諸基準 (6) 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）　（令和２年３月） (7) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）　（令和元年 10 月）	第２節　適用すべき諸基準 ２－３－２－１　適用すべき諸基準 (6) 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）　（令和元年７月） (7) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）　（平成 22 年４月）	
第４章　水門	第４章　水門	
２－４－２－１　適用すべき諸基準 (9) 国土交通省　機械工事施工管理基準（案）　（令和元年 10 月）	２－４－２－１　適用すべき諸基準 (9) 国土交通省　機械工事施工管理基準（案）　（平成 29 年３月）	
第５章　堰	第５章　堰	
２－５－２－１　適用すべき諸基準 (10) 日本道路協会道路橋支承便覧　（令和２年９月）	２－５－２－１　適用すべき諸基準 (10) 日本道路協会道路橋支承便覧　（平成 31 年２ 月）	
第６章　排水機場	第６章　排水機場	
２－６－２－１　適用すべき諸基準 (4) 河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説　（令和２年 ９ 月）	２－６－２－１　適用すべき諸基準 (4) 河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説　（平成 27 年２月）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
第８章　河川維持	第８章　河川維持	
第６節　植栽維持工 ２－８－６－２　材料 １．受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料及び薬剤については、施工前に工事監督員の確認を得なければならない。なお、薬剤については農薬取締法（令和元年 12 月改正法律第 69 号）に基づくものとしなければならない。 ２～７．（省略）	第６節　植栽維持工 ２－８－６－２　材料 １．受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料及び薬剤については、施工前に工事監督員の確認を得なければならない。なお、薬剤については農薬取締法（平成 26 年６月改正法律第 69 号）に基づくものとしなければならない。 ２～７．（省略）	
２－８－６－３　樹木・芝生管理工 １．（省略） ２．受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（平成 27 年 12 月 7 日付け基発第 1207 第 3 号、最終改正：令和 2 年 1 月 31 日付け基発第 131 第 1 号）によるものとし、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行わなければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。 ３．（省略） ４．受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取りの施工に当たり、路面への枝、草等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草等を交通に支障のないように処理しなければならない。 ５～２３．（省略）	２－８－６－３　樹木・芝生管理工 １．（省略） ２．受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行わなければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。 ３．（省略） ４．受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取りの施工に当たり、路面への枝、草等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草等を交通に支障のないように処理しなければならない。 ５～２３．（省略）	
第９章　河川修繕	第９章　河川修繕	
２－９－２－１　適用すべき諸基準 (4) 河川ポンプ施設技術協会　揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説　（令和２年　１月）	２－９－２－１　適用すべき諸基準 (4) 河川ポンプ施設技術協会　揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説　（平成 27 年 2 月）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
第４編　砂防編 第１章　砂防堰堤	第４編　砂防編 第１章　砂防堰堤	
４－１－２－１　適用すべき諸基準 (6) 砂防・地すべり技術センター砂防ソイルセメント施工便覧　　（平成 28 年版）	４－１－２－１　適用すべき諸基準	
第４節　コンクリート堰堤工 ４－１－４－１　一般事項 １～7.（省略） ８．受注者は、砂防ソイルセメントの施工に当たって、設計図書において定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」（砂防・地すべり技術センター、平成 28 年９月）、「現位置撹拌混合固化工法（ISM 工法）設計・施工マニュアル」（先端建設技術センターISM 工法研究会、平成 19 年３月）の規定による。なお、これにより難い場合は、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。	第４節　コンクリート堰堤工 ４－１－４－１　一般事項 １～7.（省略）	
５編　道路編 第１章　道路改良	第５編　道路編 第１章　道路改良	
第２節　適用すべき諸基準 ５－１－２－１　適用すべき諸基準 (22) 日本道路協会道路標識設置基準・同解説　　（令和２年６月）	第２節　適用すべき諸基準 ５－１－２－１　適用すべき諸基準 (22) 日本道路協会道路標識設置基準・同解説　　（昭和 62 年１月）	
第 10 節　標識工 ５－１－10－１　一般事項 １．～２．（省略） ３．受注者は、標識工の施工に当たって、道路標識設置基準・同解説第４章　道路標識の設計及び施工の規定、道路土工要綱第５章施工計画の規定、道路付属物の基礎についての規定及び道路標識ハンドブックによらなければならない。	第 10 節　標識工 ５－１－10－１　一般事項 １．～２．（省略） ３．受注者は、標識工の施工に当たって、道路標識設置基準・同解説第４章基礎及び施工の規定、道路土工要綱第５章施工計画の規定、道路付属物の基礎についての規定及び道路標識ハンドブックによらなければならない。	
５－１－10－２　材料 １～５．（省略） ６．受注者は、標示板の文字・記号等を道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しなければならない。	５－１－10－２　材料 １～５．（省略） ６．受注者は、標示板の文字・記号等を道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準（国土交通省令和元年 10 月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
第３章　橋梁下部	第３章　橋梁下部	
第２節　適用すべき諸基準 ５－３－２－１　適用すべき諸基準 (5) 日本道路協会　鋼道路橋施工便覧　（令和２年 ９月） (9) 日本道路協会　杭基礎施工便覧　（令和２年 ９月） (10) 日本道路協会　杭基礎設計便覧　（令和２年 ９月）	第２節　適用すべき諸基準 ５－３－２－１　適用すべき諸基準 (5) 日本道路協会　鋼道路橋施工便覧　（平成 27 年 3 月） (9) 日本道路協会　杭基礎施工便覧　（平成 27 年 3 月） (10) 日本道路協会　杭基礎設計便覧　（平成 27 年 3 月）	
第４章　鋼橋上部	第４章　鋼橋上部	
第２節　適用すべき諸基準 ５－４－２－１　適用すべき諸基準 (4) 日本道路協会　鋼道路橋施工便覧　（令和２年 ９月）	第２節　適用すべき諸基準 ５－４－２－１　適用すべき諸基準 (4) 日本道路協会　鋼道路橋施工便覧　（平成 27 年 3 月）	
５－４－３－２　材料 1～8. (1) ～ (4) 省略 (5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後６ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは６ヶ月を超えた場合、その他の塗料は 12 ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	５－４－３－２　材料 1～8. (1) ～ (4) 省略 (5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後６ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	
第５章　コンクリート橋上部	第５章　コンクリート橋上部	
５－５－２－１　適用すべき諸基準 (6) 日本道路協会　コンクリート道路橋設計便覧　（令和２年 ９月） (7) 日本道路協会　コンクリート道路橋施工便覧　（令和２年 ９月）	５－５－２－１　適用すべき諸基準 (6) 日本道路協会　コンクリート道路橋設計便覧　（平成 6 年　2 月） (7) 日本道路協会　コンクリート道路橋施工便覧　（平成 10 年 12 月）	
第６章　トンネル(NATM)	第６章　トンネル(NATM)	
５－６－２－１　適用すべき諸基準 (15) 厚生労働省ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和２年７ 月）	５－６－２－１　適用すべき諸基準 (15) 厚生労働省ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 23 年３ 月）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>（新）令和３年 10 月版</th><th>（旧）令和２年 10 月版</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>第７章　照明</td><td>第７章　照明</td><td></td></tr>
<tr><td>２節　適用すべき諸基準等
５－７－２－１　一般事項
１．適用基準
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。
(1)　電気用品安全法
(2)　日本工業規格（JIS）
(3)　日本照明規格工業会規格（JIL）
(4)　電気技術規程のうち内線規程（社団法人日本電気協会）
(5)　道路照明施設設置基準・同解説（社団法人日本道路協会）
(6)　電気通信設備工事共通仕様書（社団法人建設電気技術協会）
(7)　電気通信施設設計要領（国土交通省）
(8)　電気通信施設設計要領・同解説（社団法人建設電気技術協会）
(9)　LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（国土交通省）
(10)　道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（社団法人建設電気技術協会）
(11)電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省）
(12)電気設備の技術基準の解釈（経済産業省）
２．受電池点は、器具及び分電盤（箱）の種類、名称及び取付け位置、配管、配線の経路等は、設計図書に示すとおり施工するものとし、疑義が生じたときは、速やかに工事監督員と打合せをおこなわなければならない。
３．（省略）</td><td>第２節　適用すべき諸基準等
５－７－２－１　一般事項
１．適用基準
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。
(1)　電気用品取締法（通産省）
(2)　日本工業規格（JIS）
(3)　日本照明規格工業会規格（JIL）
(4)　電気技術規程のうち内線規程（社団法人日本電気協会）
(5)　道路照明施設設置基準・同解説（社団法人日本道路協会）
(6)　電気通信設備工事共通仕様書（社団法人建設電気技術協会）
(7)　電気通信施設設計要領（国土交通省）
(8)　電気通信施設設計要領・同解説（社団法人建設電気技術協会）
(9)　LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（国土交通省）
(10)　道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（社団法人建設電気技術協会）
２．受電池点は、器具及び分電盤（箱）の種類、名称及び取付け位置、配管、配線の経路等は、設計図書に示すとおり施工するものとし、疑義が生じたときは、速やかに工事監督員と打合せをおこなわなければならない。
３．（省略）</td><td></td></tr>
<tr><td>５－７－２－４　絶縁試験の測定値
工事完了時に行なう絶縁抵抗試験の測定値は、次表の値以上でなければならない。
表７－１　絶縁試験の測定値
<table><tr><td rowspan="2">使用電圧
300V 以下</td><td>対地電圧 150V 以下</td><td>0.1ＭΩ</td></tr><tr><td>その他</td><td>0.2ＭΩ</td></tr><tr><td colspan="2">使用電圧　300V 以上</td><td>0.4ＭΩ</td></tr></table></td><td>５－７－２－４　絶縁試験の測定値
工事完了時に行なう絶縁抵抗試験の測定値は、次表の値以上でなければならない。
表７－１　絶縁試験の測定値
<table><tr><td rowspan="2">使用電圧
300V 以下</td><td>対地電圧 150V 以下</td><td>１ＭΩ</td></tr><tr><td>その他</td><td>２ＭΩ</td></tr><tr><td colspan="2">使用電圧　300V 以上</td><td>４ＭΩ</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版

第６節照明器具

５－７－６－１ 道路用照明器具

１．一般事項

道路用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本産業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JLMA、JIL 及び JEL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。

２．構造

(1) 器具は、JIS C 8105-1「照明器具－第１部：安全性要求事項通則」に規定する堅牢で防水性、耐食性を有し、JIS C 8105-2-3「照明器具-第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項」、JIS C 8105-3「照明器具－第３部：性能要求事項通則」、JIS C 8131「道路照明器具」に規定する機械的、電気的及び光学的にその性能を有する構造でなければならない。

(2) 本体の塗装は、塗装前処理（化成処理）を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料を内外面１回塗り以上とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。

３．光源・安定器

(1) LED モジュールは、JIS C 8155（一般照明用 LED モジュール－性能要求事項）の規定による。

(2) 高圧水銀ランプは、JIS C 7604（高圧水銀ランプ－性能規定）の規定による。

(3) 高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621（高圧ナトリウムランプ－性能仕様）の規定による。

(4) セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623（メタルハライドランプ－性能仕様）の規定による

(5) ランプ寸法・形状は、JIS C 7710（電球類ガラス管球の形式の表し方）に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1（電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性第１部口金）に適合した口金を使用する。

(6) ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7604（高圧水銀ランプ－性能規定）及び JIS C 7621（高圧ナトリウムランプ－性能仕様）、JIS C7623（メタルハライドランプ－性能仕様）に定められた事項を表示する。

(7) LED モジュール用制御装置は、JIS C 8153（LED モジュール用制御装置－性能要求事項）の規定による。

(8) 安定器の規格は、JIS C 8110（放電灯安定器（蛍光灯を除く））の規定による

（旧）令和２年 10 月版

第６節　水銀灯

５－７－６－１　灯具の形式と配光特性

灯具の形式と配光特性は、次に定めるものとする。

器具の形式	各角度の光度		各角度の広範囲に次の光度が存在すること		
	90 度	80 度	70～65 度	65～60 度	60～55 度
カットオフ	10 以下	30 以下			
セミカットオフＡ	30 以下	120 以下		180 以上	
セミカットオフＢ	60 以下	150 以下	150 以上		
ノンカットオフ	120 以下				

[注] 光度は光源光そく 100Ｌｍ当りのｃｄを表わす。ただし、取付角度は水銀灯、ナトリウム灯とも５度とする。

５－７－６－２　水銀灯の構造

１．器具は全体として風速 60m／sec に耐える物ものでなければならない。

２．器具はランプの取り替え及び保守点検が容易にできる構造でなければならない。

３．温度上昇は、器具本体外面上部で 75℃、グローブ外面中央部で 90℃以下で、風雪雨を受けても破損の起らないものでなければならない。

４．本体ならびにグローブわくは、JIS H 5202（アルミニウム合金鋳物）に適合するもの、又はこれと同等品以上の強度及び耐食性を有する材料を使用しなければならない。仕上げは下地処理後、樹脂焼付塗装とする。また、内部部分は亜鉛メッキ又はこれと同等以上の耐食処理を施さなければならない。塗装色は別途指示によらなければならない。

５．反射鏡部は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するアルミニウム板 0.8 ㎜以上で高純度なものを使用し、プレス成形等により精密成形後電解研磨仕上げ及び表面強度処理を施したもので、光学的性能に支障をきたすような変形や、ピンホールのないものを使用しなければならない。

６．グローブは、硬質耐熱ガラスを使用し、金型成型プリズムレンズのもので、光学的性能に支障をきたす傷、亀裂、くもり等がないものでなければならない。

７．ソケットは JIS C 7709（電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性）に適合するＥ３９受金用を用い、過熱のための焼損や振動に対して、ランプの接触不良をおこさない構造としなければならない。

８．器具内部配線用導体は、600Ｖテフロン又はシリコン絶縁ガラス編組電線、又はこれと同等以上の耐熱強度を有する絶縁電線 1.25ｍ２以上の公称断面積を有するものを使用しなければならない。

備考

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
５－７－６－２ トンネル用照明器具 １．一般事項 トンネル照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本産業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JLMA、JIL 及び JEL）示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。 ２．構造 (1) 器具は、JIS C 8105-1「照明器具-第１部:安全性要求事項通則」に規定する保護等級 IP55 以上とし、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、機械的、電気的及び光学的に、その機能を保持できるものとする。 (2) プレス加工器具枠なしの本体材質は、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）の SUS 304 に適合する標準寸法厚さ 1.0 mm の板厚を用いたプレス成形による無溶接とし、強度、防錆、耐食性を有するものとする。 アルミ製器具の本体の主たる材質は、JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）等に適合する標準寸法厚さ 2.0mm とし、強度、防錆、耐食性能を有するものとする。 なお、これによらない場合は、同等の強度、防錆、耐食性のある材料（必要に応じ塗装を含む）とする。 (3) 外面プレス加工器具枠なし本体の塗装は、塗装前処理（脱脂処理）を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料を１回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 アルミ製器具本体の塗装は、塗装前処理（アルマイト処理）を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料１回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 なお、内面への塗装付着については特に規定しないものとする。塗装色はマンセル N7 とする。 (4) 取付脚は、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼鈑及び鋼帯）に適合する標準寸法 4.0 mm以上の板厚と同等以上の強度、防錆機能を持つものとする。また、本体との間にゴムパッキンを挿入し、ねじ止めとする。 (5) 器具は、必要な落下防止構造を有するものとする。 ３．性能 (1) 器具の光学性能は、トンネル内の壁面または天井に取付けられた状態で路面、天井面及び壁面を、効果的に照明する性能を有するものとする。 ４．光源・安定器 (1) LED モジュールは、JIS C 8155（一般照明用 LED モジュール－性能要求事項）の規定による。	９．器具内部には、端子台を設け器具内外配線との接続を容易にするとともに、器具外電線の自重に耐え得る支持金具を付けなければならない。 10．パッキンは、耐熱硬質ゴムを使用しなければならない。 ５－７－６－３　水銀灯安定器の構造 １．構造については、下記に示すほか JIS C 8110（高圧水銀灯安定器及び低圧ナトリウム灯安定器）に適合しなければならない。 (1) 入力側には定格入力電圧の＋10%のタップをそれぞれ設けなければならない。（ただし、定電力を除く。） (2) 安定器外形寸法は、下記ポール内に内蔵可能なものでなければならない。 ア　HF 400 用定電力形及び高力率形　　内径 155 mm イ　HF 700 用定電力形及び高力率形　　内径 180 mm ウ　HF4002 灯用定電力形及び高力率形　内径 180 mm エ　HF 400 定電力調光形　　内径 155 mm オ　HF 700 定電力調光形　　内径 180 mm (3) 安定器は屋外用としなければならない。 (4) 安定器は、防水、防湿構造としなければならない。 (5) 安定器の防錆は十分行わなければならない。 (6) 安定器の口出線は、ヨリ線を使用し、1.25 mm２以上の 600Ｖビニル電線でなければならない。 (7) 口出しの貫通孔には、絶縁のためのペーク板又は碍子を設けなければならない。 ２．安定器の定電力特性は、入力電圧±10%の変動に対しランプ電力の変動は±５%以内、ランプ電流±６%以内、力率 90%以上とし、調光形安定器についても調光時力率 90%以上としなければならない。 ５－７－６－４　水銀ランプの構造 構造については、JIS C 7604（高圧水銀ランプ－性能規定）に適合しなければならない。 第７節　ナトリウム灯等 ５－７－７－１　ナトリウム灯の配光特性 水銀灯器具に準ずる。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
⑵ 始動器内蔵形高圧ナトリウムランプ（管形）、外部始動器形高圧ナトリウムランプ（両口金形）は、JIS C 7621（高圧ナトリウムランプ－性能仕様）の規定による。 ⑶ 器具に内蔵して用いる高周波点灯専用形蛍光ランプは、JIS C 7601（蛍光ランプ（一般照明用））、JEL 211（高周波点灯専用形蛍光ランプ（一般照明用））の規定による。 ⑷ セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623 （メタルハライドランプ－性能仕様）の規定による。 ⑸ LED モジュール用制御装置は、JIS C 8153（LED モジュール用制御装置－性能要求事項）の規定による。 ⑹ 始動器内蔵形高圧ナトリウム灯安定器、外部始動器形高圧ナトリウム灯安定器、セラミックメタルハライドランプ安定器、低圧ナトリウム灯安定器は、JIS C 8110（放電灯安定器（蛍光灯を除く））の規定による。ただし、設計図書に記載されている場合は、設計図書によらなければならない。 ⑺ 高周波点灯専用形蛍光灯安定器は、JEL 503（高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器）の規定による。 ５－７－６－３ 道路照明灯設置 １．一般事項 ⑴ LED 照明器具 LED モジュール用制御装置は、LED 照明器具の内部または外部に施設する。ただし、LED モジュール用制御装置を LED 照明器具の外部に施設する場合は、以下による。 1) 堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、外箱を造営材から 10㎜ 以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。 2) LED モジュール用制御装置をポール内に収納する場合は、口出し線の引き出し部から箱内に浸水するおそれがあるため、口出し線が下向きとなるよう取付ける。 3) LED モジュール用制御装置は高温の場所に施設しないこと。ただし、高温用のものを使用する場合はこの限りでない。 4) LED モジュール用制御装置の定格二次電圧は 300Ｖ以下とする。 ⑵ 1,000V 以下の放電灯 管灯回路の使用電圧が 1,000V 以下の放電灯は、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により危険の恐れがないように施工する。	５－７－７－２　ナトリウム灯の構造 １．器具は全体として、風速 60m／sec に十分耐える構造のものでなければならない。ただし、風圧強度計算は JIL 1003（照明ポール強度計算基準）の規定によらなければならない。 ２．器具はランプの取り替え及び保守点検が、容易にできる構造でなければならない。 ３．本体はガラスファイバー強化プラスチックで平均２㎜以上の厚さのもの、又はこれと同等以上のものを使用しなければならない。 ４．グローブはアクリル樹脂板で平均２㎜以上の厚さのもの、又はこれと同等以上の強さ及び光学的性能を有するものを成形して使用しなければならない。 ５．反射鏡部は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するアルミニウム板 0.8 ㎜以上で高純度のものを使用し、プレス成形等により精密成形後電解研磨仕上げ及び表面強化処理を施したもので、光学的性能に支障をきたすような変形や、ピンホールのないものでなければならない。 ６．パッキンは吸湿性のないネオプレンスポンジ、又はこれと同等以上のものを使用し、その接着剤は使用湿度で劣化しないものでなければならない。 ７．ラッチは黄銅にクロムメッキしたものか、ステンレス鋼を使用しなければならない。 ８．ラッチ用バネは、ステンレス鋼又はこれと同等以上のものを使用しなければならない。 ９．ソケットは JIS C 7709（電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性）に適合するＢ２２を用い、過熱のための焼損や振動に対しランプの接触不良をおこさない構造であるとともに、安定器二次電圧が 300Ｖをこえるものについては、ランプの着脱により一次回路が開閉するものでなければならない。 10. 安定器の二次電圧が 600Ｖをこえる場合、器具内配線用導体は、1000Ｖ耐熱ビニル線、又はこれと同等以上の耐圧強度を有する絶縁電線で 1.25 ㎜２以上の公称断面積を有するものを使用しなければならない。 11. 器具内部には端子台を設け、器具内配線との接続を容易にするとともに、器具外電線の自重に耐えうる支持金具を付けなければならない。 12. 内部部品は、亜鉛メッキ又はこれと同等以上の耐食処理を施さなければならない。 13. 器具本体及びグローブ外面の温度上昇は、50℃以下で風雪雨をうけても破損の起こらないものでなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
1)　放電灯用安定器は、照明器具内に収める場合を除き、堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、以下により施設する。 ① 展開した場所に施設する場合は、外箱を可燃性の造営材から 10 ㎜以上離して、堅ろうに取付けるものとする。 ② 隠ぺい場所に施設する場合には、外箱をさらに耐火性の箱に収め、その箱は可燃性の造営材から 10㎜以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。 2) 湿気の多い場所または水気のある場所に施設する放電灯には、適切な防湿装置を設置するものとする。 (3) 1,000V を超える放電灯 管灯回路の使用電圧が 1,000V を超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用するものは、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により施設する。 1) 放電管は、金属製の器具に収め、かつ器具と他の工作物（架空電線を除く。）または植物との離隔距離は 0.6m以上とする。 2) 照明器具は、JIS C 8105-01（照明器具-第 1 部：安全性要求事項通則）に規定する IP23 以上とする。 (4)　照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤーロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止ワイヤ固定部は、緩み止め処置等を行うものとする。	５－７－７－３　トンネル用ナトリウム灯の構造 １．構造については、下記に示すほかは JIL 5001（屋外用照明器具一般通則）JIL 7001（照明器具防水検査通則）によらなければならない。 ２．器具は露出又は埋込式取付けとし、安定器内蔵とする。 ３．器具は外面の温度上昇 50℃以下で、トンネルの漏水をうけても破損の起こらないものでなければならない。 ４．器具はランプの取り替え及び保守点検が容易にできる構造でなければならない。 ５．器具は運転者に不快なまぶしさを少なくするため、拡散性のよいガラス又はアクリル樹脂板を取り付ける。ガラスは４㎜以上の厚さ、アクリル樹脂はコルコート処理を施した前面突出型に成形された内面ヒダ付の３㎜以上の厚さのもので、光学的性能に支障をきたす傷、き裂、くもり等のないものでなければならない。 ６．器具きょう体及び前面ガラス枠は、亜鉛処理鋼板で 1.2 ㎜以上の厚さのものを用い、エポキシ、変性メラミン焼付塗装とするか、又はこれと同等以上の強度及び耐食性をもつ材料によって製作しなければならない。 ７．反射鏡部は JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定する高純度のアルミニウム板で 0.8 ㎜以上のものを使用し、電解研磨仕上げ及び表面強度処理を施したもので、光学的性能に支障をきたすような変形やピンホールのないものでなければならない。 ８．ソケットは、JIS C 7709（電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性）のＢ－２２差込受金を用い、過熱のための焼損や振動に対してランプの接触不良をおこさない構造であるとともに、安定器二次電圧が 300Ｖをこえるものについては、ランプの着脱により一次電路が開閉するものでなくてはならない。 ９．枠の開閉機構は、黄銅にクロムメッキしたものかステンレス鋼又はこれと同等品以上のものを使用しなければならない。 10. パッキンは吸湿性のないネオプレスポンジ又はこれと同等以上のものを使用し、その接着剤は使用湿度で劣化しないものでなければならない。 11. 内部部品は亜鉛メッキ、又はこれと同等以上の耐食処理を施さなければならない。 12. 器具内線用導体は 600Ｖ耐熱ビニル電線、又はこれと同等以上の耐熱強度を有する絶縁電線で 0.9 ㎜２以上の公称断面積を有するものを使用しなければならない。 13. 引出用導体は、クロロプレンキャプタイヤケーブルで 1.25 ㎜２以上の公称断面積を有するものを使用しなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
５－７－６－４ 照明器具取付 １．灯具及び自動点滅器は、設計図書により定められた位置に、堅ろうに取付けるものとする。 ２．灯具及び自動点滅器をポール以外に取付ける場合は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。 ５－７－６－５ トンネル照明器具取付 トンネル照明器具の取付けは、５－７－６－３道路照明灯設置の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 照明器具は、建築限界の外側に取付けるものとする。 (2) 照明器具をコンクリート面に直接取付ける場合は、指定位置の墨出しを行い、器具配列に留意する。 なお、取付け面に不整面がある場合は、角度調整器具または角度調整金具を用いて、配列調整を行うものとする。 (3) 換気用天井板に、器具を埋込みまたは半埋込みとして取付ける場合の、器具取付け開口部の施工は、器具配列に留意するとともに、ボード張り部に損傷を与えないように行うものとする。 (4) 器具本体の取付けは、取付金具またはアンカーボルトなどを使用し、器具の防噴流構造を害さないように取付けるものとする。 (5) 取付金具及びボルト類は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製または同等以上のものを使用する。	14. 電源グランドはクロムメッキを施した金属製、又は布基材フェノール樹製のものでなければならない。 ５－７－７－４　ナトリウム灯安定器の構造 １．構造については下記によるほか、JIS C 8119　（放電灯安定器（蛍光灯を除く））に適合しなければならない。 安定器外形寸法は、下記ポールに内蔵可能なものでなければならない。 (1)　35W　55W　90W　内径 130 ㎜ φ (2)　135W　180W　　内径 155 ㎜ φ ２．安定器の特性は、入力電圧±10%の変動に応じランプ電力の変動は±７%以下としなければならない。 ５－７－７－５　ナトリウムランプの構造 構造については下記によるほか、JIS C 7610（低圧ナトリウムランプ）及び JIS C 7621（高圧ナトリウムランプ－性能規定）に準じなければならない。 (1) 発光管は、ナトリウムにおかされない特殊ガラスとしなければならない。 (2) 発光管及びスリーブ等は、振動等に耐えるよう外管の中に堅固に取り付けられていなくてはならない。 (3) 口金は振動等によって緩まない構造とし、かつ口金と外管との間にネジリモーメントを徐々に加えた場合、標準トルク値３Ｎmに耐えるものでなければならない。 ５－７－７－６　けい光灯器具の構造 １．器具の仕様は設計図書によるほか、JIS C 8106（施設用蛍光灯器具）及び JIL 7001（照明器具防水検査通則）に適合しなければならない。 ２．構造については、JIS C 8108（蛍光灯安定器）に適合しなければならない。 ５－７－７－７　けい光ランプ ランプは JIS C 7601（蛍光ランプ（一般照明用））に適合しなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
（6）照明器具の落下防止対策は、次による。 1）第三者被害の懸念を有する壁面及び天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止措置のうち２種類以上の異なる種類を組合せた M8 以上のボルトナット（以下「二重落下防止の対策が施されたボルトナット」という。）を選定するものとする。 なお、二重ナットも落下防止措置の１種類として取り扱うものとする。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工するものとする。 2）トンネル照明設備にあっては、さらにワイヤロープ等で接続するものとする。 3）ワイヤロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる静荷重の最大値で除した値とし、10 倍以上とする。 4）ワイヤロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等は、同様にロープにかかる静荷重の 10 倍以上の許容引張荷重（短期荷重用）を受け止める耐力を有することとし、あと施工アンカーボルトにあっては、あと施工アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に 3%（最低３本）以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重（短期荷重用）により、非破壊引張試験を実施するものとする。 5）受注者は、発注者が示す強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。 なお、発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議するものとする。	５－７－７－８　けい光ランプの施工管理 １．工事全般にわたり、次の各号について工事監督員と協議の上随時点検を行い、点検実施の都度、出来高表にとりまとめ工事監督員に報告しなければならない。 (1) 材料及び機器の取付数、取付位置及び方法の適否 (2) 電線接続の良否 (3) 配線の結線方法、極性の適否 ２．　接地抵抗の測定は各接地ごとに行うものとし、所定の接地抵抗値が得られるよう管理しなければならない。 ３．　絶縁試験は工事監督員の指示する場所、回数、方法等に従い配線の電線相互間及び電線と大地間（ケーブルの場合は、心線相互間及び心線と大地間）について、開閉器で区切ることのできる電路ごとに行い、５－７－２－４ 絶縁試験の測定値 に定める値以上になるよう管理しなければならない。 ４．作動試験は工事監督員と打合わせの上次の各号について行わなければならない。 (1) 照明設備点滅、始動の良否 (2) 自動点滅装置作動の良否 (3) 配線、分電盤（箱）、器具等の過熱の有無 ５．設計図書に示す場合は耐圧試験、照明測定等を工事監督員と協議の上行わなければならない。 ６．ケーブルの接続箇所、端末処理箇所、地中又はコンクリート中に埋込まれる配管、埋戻される基礎部分等で、完成後明視できないものの施工に当たっては写真撮影を行い、完成後確認できるようにしなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
第８章　コンクリートシェッド	第８章　コンクリートシェッド	
第２節　適用すべき諸基準 ５－８－２－１　適用すべき諸基準 (10) 日本道路協会　杭基礎施工便覧　（令和２年９月） (11) 日本道路協会　杭基礎設計便覧　（令和２年９月） (12) 日本道路協会　コンクリート道路橋設計便覧　（令和２年９月）	第２節　適用すべき諸基準 ５－８－２－１　適用すべき諸基準 (10) 日本道路協会　杭基礎施工便覧　（平成 27 年３月） (11) 日本道路協会　杭基礎設計便覧　（平成 27 年３月） (12) 日本道路協会　コンクリート道路橋設計便覧　（平成 6 年 2 月）	
第９章　鋼製シェッド	第９章　鋼製シェッド	
第２節　適用すべき諸基準 ５－９－２－１　適用すべき諸基準 (5) 日本道路協会　鋼道路橋施工便覧　（令和２年９月） (11) 日本道路協会　杭基礎施工便覧　（令和２年９月） (12) 日本道路協会　杭基礎設計便覧　（令和２年９月）	第２節　適用すべき諸基準 ５－９－２－１　適用すべき諸基準 (5) 日本道路協会　鋼道路橋施工便覧　（平成 27 年 3 月） (11) 日本道路協会　杭基礎施工便覧　（平成 27 年 3 月） (12) 日本道路協会　杭基礎設計便覧　（平成 27 年 3 月）	
第 12 章　道路維持	第 12 章　道路維持	
第２節　適用すべき諸基準 ５－12－２－１　適用すべき諸基準 (14) 日本みち研究所　景観に配慮した道路附属物等ガイドライン　（令和２年６月）	第２節　適用すべき諸基準 ５－12－２－１　適用すべき諸基準 (14) 日本みち研究所　景観に配慮した道路附属物等ガイドライン　（平成 29 年 11 月）	
第７編　公園緑地編 第３章　施設整備	第７編　公園緑地編 第３章　施設整備	
第２節　適用すべき諸基準 ７－３－２－１　適用すべき諸基準 (14) 日本道路協会　道路標識設置基準・同解説　（令和２年６月）	第２節　適用すべき諸基準 ７－３－２－１　適用すべき諸基準 (14) 日本道路協会　道路標識設置基準・同解説　（昭和 62 年１月）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>（新）令和３年 10 月版</th><th>（旧）令和２年 10 月版</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>Ⅱ　土木工事施工管理基準
１ 施工管理一般</td><td>１ 施工管理一般</td><td></td></tr>
<tr><td>１－10　情報化施工
10,000m３以上の土工の出来形管理については、北海道建設部の「建設現場のＩＣＴ活用に関する北海道の取組方針」及び「情報化施工の実施方針」の最新版により、３次元計測技術を用いることを原則とする。
〔注〕10,000m３以上の土工とは、土の移動量の計が 10,000m３以上のものとする。
例：掘削土量 5,000m３、盛土土量 5,000m３の工事は 10,000m３と数える。</td><td>１－10　情報化施工
１．10,000m3 以上の土工を含む工事のうち、下記　表１－１にある工種については、原則、トータルステーション（以下「出来形管理用 TS※」という）による出来形管理技術を使用する。
ただし、漁港関係工事は除くものとする。
［注１］出来形管理用 TS による出来形の測定方法は出来形管理用 TS（プリズム方式）として、下記要領に基づき実施する。
国土交通省　「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」（平成 30 年３月）
［注２］10,000m3 以上の土工とは、土の移動量の計が 10,000m3 以上のものとする。
例：掘削土量 5,000m3、盛土土量 5,000m3 の工事は 10,000m3 と数える。
※出来形管理用 TS とは、現場での出来形の計測や確認を行うために必要な TS、TS に接続された情報機器（データコレクタ、携帯可能なコンピュータ）、及び情報機器に搭載する出来形管理用 TS ソフトウェアの一式のことである。広義の意味で、周辺ソフトウェア（基本設計データ作成ソフトウェア、出来形帳票作成ソフトウェア）も含めて称する場合もある。
表１－１　情報化施工の適用工種区分
<table>
<tr><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>工種</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１．共通編</td><td rowspan="4">４．土工</td><td rowspan="2">３．河川・海岸・砂防土工</td><td>２．掘削工（切土工）</td></tr>
<tr><td>３．盛土工</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４．道路土工</td><td>２．掘削工（切土工）</td></tr>
<tr><td>３．盛土工
（路体・路床盛土工）</td></tr>
</table>
（土木工事施工管理基準の工種区分より）</td><td></td></tr>
</table>

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備考
１－11　３次元データによる出来形管理 １．土工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）」又は「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編計測技術（断面管理の場合）」によるものとする。 ２．舗装工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」又は「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編計測技術（断面管理の場合）」によるものとする。 ３．ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。	２．受注者は、具体的な工事内容及び対象範囲を工事監督員と協議するものとする。また、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。 ３．受注者は、情報化施工に使用する機器類を調達すること。 ４．受注者は、設計図書を照査し、情報化施工の実施に必要なデータを作成するものとする。 工事監督員は、情報化施工用データの作成に必要な詳細設計において作成した電子データを受注者に貸与する。また、工事監督員は、情報化施工を実施する上で有効と考えられる、詳細設計等で作成した成果品と関連工事の完成図書を受注者に貸与する。 ５．受注者は、使用する情報化施工機器に入力した情報化施工用データと施工後情報化施工機器が取得したデータ一式を工事監督員に提出すること。 ６．受注者は、施工合理化調査やアンケート調査等を実施する場合は、これに協力すること。 ７．受注者は、設計図書に定めのない事項について、工事監督員と協議するものとする。	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種　吹付工

１ 共通編	３ 一般施工	３ 共通的工種	６		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長 40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	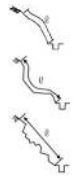	
							ℓ≧3m	-100			
						厚さｔ	ｔ＜5ｃｍ	-10	200 ㎡につき１箇所以上、200 ㎡以下は２箇所をせん孔により測定。		
							ｔ≧5ｃｍ	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種　吹付工

1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長 40mにつき１箇所、40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 測定個所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧3m	-100			
						厚さｔ	ｔ＜5ｃｍ	-10	200 ㎡につき１箇所以上、200 ㎡以下は２箇所をせん孔により測定。		
							ｔ≧5ｃｍ	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長　Ｌ		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　３節共通的工種　植生工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7	1	植生工 （種子散布工） （客土吹付工） （張芝工） （筋芝工） （植生シート工） （植生マット工） （人工張芝工） （植生筋工）	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長ℓ	ℓ<5m	-100			
							ℓ≧5m	法長の－2%			
						延長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7	2	植生工 （植生基材吹付工）	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さ t	t <5m	-10	施工面積 200 ㎡につき１箇所、面積 200 ㎡以下のものは、１施工箇所につき２箇所。 検査孔により測定。		
							t ≧5m	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　３節共通的工種　植生工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7	1	植生工 （種子散布工） （客土吹付工） （張芝工） （筋芝工） （植生シート工） （植生マット工） （人工張芝工） （植生筋工）	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長ℓ	ℓ<5m	-100			
							ℓ≧5m	法長の－2%			
						延長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7	2	植生工 （植生基材吹付工）	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40mにつき１箇所、40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さ t	t <5m	-10	施工面積 200 ㎡につき１箇所、面積 200 ㎡以下のものは、１施工箇所につき２箇所。 検査孔により測定。		
							t ≧5m	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　３節共通的工種　縁石工

1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長　L		-200	１箇所／１施工箇所 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上	1 箇所/1 基	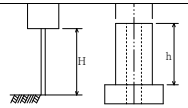	
						基礎	幅　W　（D）	-30	基礎１基毎		
							高さ　h	-30			
							根入れ長	設計値以上			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　３節共通的工種　縁石工

1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長　L		-200	１箇所／１施工箇所 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上	1 箇所/1 基	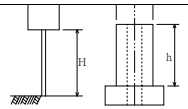	
						基礎	幅　W　（D）	-30	基礎 1 基毎		
							高さ　h	-30			
							根入れ長	設計値以上			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　４節　基礎工　法留基礎工

1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	1	法留基礎工（現場打）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	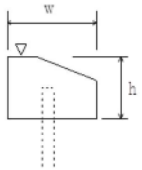	
						幅W	-30			
						高さｈ	-30			
						延長Ｌ	-200			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	法留基礎工（プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	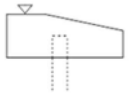	
						延長Ｌ	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　４節　基礎工　法留基礎工

1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	1	法留基礎工 （現場打）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	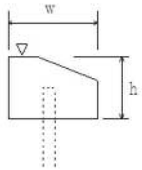	
						幅W	-30			
						高さｈ	-30			
						延長Ｌ	-200			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	法留基礎工 （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	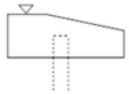	
						延長Ｌ	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ５節 石・ブロック積（張）工 コンクリートブロック工

1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工（コンクリートブロック積み）（コンクリートブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	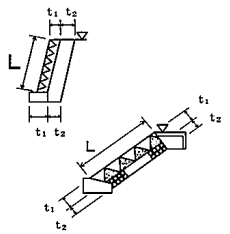
						法長ℓ	ℓ<3m	-50		
							ℓ≧3m	-100		
						厚さ（ブロック積張） t 1		-50		
						厚さ（裏込） t 2		-50		
						延長Ｌ		-200		
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	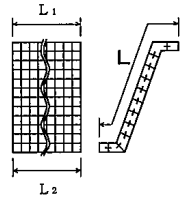
						法長ℓ		-100		
						延長Ｌ1Ｌ2		-200		
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	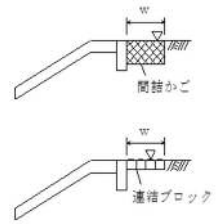
						幅W		-100		
						延長Ｌ		-200		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ５節 石・ブロック積（張）工 コンクリートブロック工

1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工（コンクリートブロック積み）（コンクリートブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは上端部及び下端部の２箇所を測定。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	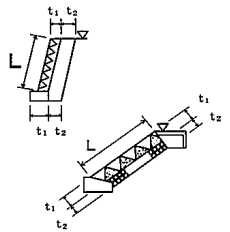
						法長ℓ	ℓ<3m	-50		
							ℓ≧3m	-100		
						厚さ（ブロック積張） t１		-50		
						厚さ（裏込） t２		-50		
						延長Ｌ		-200		
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	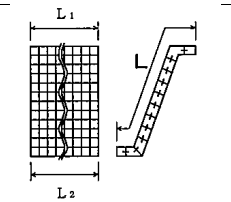
						法長ℓ		-100		
						延長Ｌ１Ｌ２		-200		
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	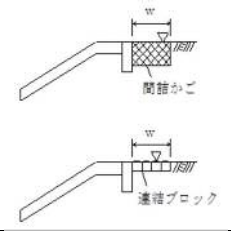
						幅Ｗ		-100		
						延長Ｌ		-200		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　５節 石・ブロック積（張）工　緑化ブロック工　石積（張）工

1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	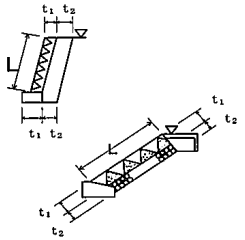	
						法長Ｌ	Ｌ＜３ｍ	-50			
							Ｌ≧3m	-100			
						厚さ（ブロック積張）ｔ1		-50			
						厚さ（裏込）ｔ2		-50			
						延長Ｌ		-200			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	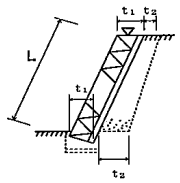	
						法長Ｌ	Ｌ＜３ｍ	-50			
							Ｌ≧3m	-100			
						厚さ（石積・張）ｔ1		-50			
						厚さ（裏込）ｔ2		-50			
						延長Ｌ		-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　５節 石・ブロック積（張）工　緑化ブロック工　石積（張）工

1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは上端部及び下端部の２箇所を測定。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	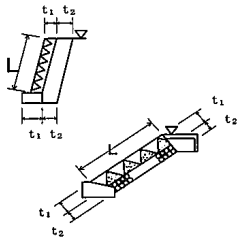	
						法長Ｌ	Ｌ＜３ｍ	-50			
							Ｌ≧3m	-100			
						厚さ（ブロック積張）ｔ1		-50			
						厚さ（裏込）ｔ2		-50			
						延長Ｌ		-200			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは上端部及び下端部の２箇所を測定。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	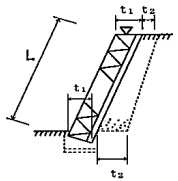	
						法長Ｌ	Ｌ＜３ｍ	-50			
							Ｌ≧3m	-100			
						厚さ（石積・張）ｔ1		-50			
						厚さ（裏込）ｔ2		-50			
						延長Ｌ		-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　アスファルト舗装工

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	－	基準高は延長 40m毎に１箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に１箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に１箇所の割で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	凍上抑制層に適用するのは厚さ及び幅の規格値とする
						厚さ	－45	－15			
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	＋40 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	＋40 －15			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　アスファルト舗装工

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	－	基準高は延長40m毎に１箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に１箇所の割で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	凍上抑制層に適用するのは厚さ及び幅の規格値とする
						厚さ	－45	－15			
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	＋40 －15	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	＋40 －15			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　アスファルト舗装工

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理）	厚さ	−15	−5	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。	
						幅	−50	-			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−36	−5	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

1 共通編	3 一般施工	3 一般施工	5	5	アスファルト舗装工（基層工）	厚さ	−9	−3	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	-			
1 共通編	3 一般施工	3 一般施工	5	6	アスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　アスファルト舗装工

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理）	厚さ	−15	−5	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について　橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。	
						幅	−50	-			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−36	−5	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

1 共通編	3 一般施工	3 一般施工	5	5	アスファルト舗装工（基層工）	厚さ	−9	−3	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	-			
1 共通編	3 一般施工	3 一般施工	5	6	アスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−3	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　アスファルト舗装工

1 共通編	3 一般施工	3 一般施工	5	7		アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−2	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
							幅	−25	−			
							平坦性	3mプロフィルメーター （σ）2.4mm 以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm 以下				
1 共通編	3 一般施工	3 一般施工	5	8		アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−2	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
							平坦性	−	3mプロフィルメーター （σ）2.4mm 以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm 以下			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　アスファルト舗装工

1 共通編	3 一般施工	3 一般施工	5	7		アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−2	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
							幅	−25	−			
							平坦性	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下				
1 共通編	3 一般施工	3 一般施工	5	8		アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−2	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
							平坦性	−	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下			

2 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和3年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　コンクリート舗装工

1 共通編	3 一般施工	3 一般施工	6	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	－	基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	－45	－15			
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	3 一般施工	6	2	コンクリート舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	＋40 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	＋40 －15			

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工（瀝青安定処理工）	厚さ	－25	－8	幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは 1000m2 に 1 個の割でコアーを採取若しくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。	
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工（瀝青安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－8	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　コンクリート舗装工

1 共通編	3 一般施工	3 一般施工	6	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	－	基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	－45	－15			
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	3 一般施工	6	2	コンクリート舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	＋40 －15	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用す る。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	＋40 －15			

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工（避青安定処理工）	厚さ	－25	－8	幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは 1000m2 に 1 個の割でコアーを採取若しくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。	
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工（避青安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－8	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

2 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和3年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　コンクリート舗装工

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	−9	−3	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（線石、地覆等から下がり等）によることができる。	
						幅	−25	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	厚さ	−10	−3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 側線当り横断方向に 3 箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に１箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線 200m毎に水糸又はレベルにより１側線当たり横断方向に 3 ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線 200m毎に両側の版端を測定する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	−			
						平坦性	−	コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （σ）2.4mm 以下 人力舗設の場合 （σ）　3mm 以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−22	−3.5	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	−	コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （σ）2.4mm 以下 人力舗設の場合 （σ）　3mm 以下			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　コンクリート舗装工

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	−9	−3	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（緑石、地覆等から下がり等）によることができる。	
						幅	−25	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−3	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	厚さ	−10	−3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 側線当り横断方向に 3 箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に１箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線 200m 毎に水糸又はレベルにより１側線当たり横断方向に 3 ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線 200m 毎に両側の版端を測定する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	−			
						平坦性	−	コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （σ）2.4mm 以下 人力舗設の場合 （σ）　3mm 以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−22	−3.5	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	−	コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （σ）2.4mm 以下 人力舗設の場合 （σ）　3mm 以下			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　コンクリート舗装工

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	－	基準高は延長 40m毎に１箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に１箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に１箇所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	－45	－15			
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	＋40 －15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	＋40 －15			

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 瀝青安定処理工	厚さ	－25	－8	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1000m2 に１個の割でコアーを採取若しくは、掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 瀝青安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－8	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　コンクリート舗装工

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	－	基準高は延長 40m毎に１箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に１箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に１箇所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	－45	－15			
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	＋40 －15	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	＋40 －15			

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 瀝青安定処理工	厚さ	－25	－8	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1000m2 に１個の割でコアーを採取若しくは、掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 瀝青安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－8	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　コンクリート舗装工

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	13	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層	厚さ	−9	−3	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	14	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜ が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	15	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	厚さ	−15	−4.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後、各車線 200m毎に水糸又はレベルにより１側線当り横断方向に３箇所以上測定。幅は、延長 80m毎に１箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−35	−			
						平坦性	−	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4㎜ 以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	16	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−32	−4.5	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜ が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　６節　一般舗装工　コンクリート舗装工

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	13	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層	厚さ	−9	−3	幅は、延長80m毎に１箇所の割とし、厚さは1000m2に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	14	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−3	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜ が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	15	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	厚さ	−15	−4.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後、各車線200m毎に水糸又はレベルにより１側線当り横断方向に３箇所以上測定。幅は、延長80m毎に１箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−35	−			
						平坦性	−	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm 以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	16	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−32	−4.5	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜ が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ７節 地盤改良工 路床安定処理工 表層安定処理工 固結工

1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長 40m毎に１箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長L を確認（実測は不要）。	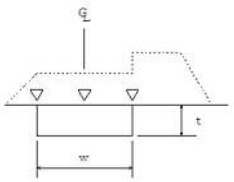	
						施工厚さｔ	-50			
						幅ｗ	-100			
						延長Ｌ	-200			

1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	3	表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長L を確認（実測は不要）	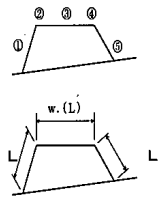	
						法長ℓ	-500			
						天端幅ｗ	-300			
						天端延長L	-500			

1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3 につき1 ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1 ヶ所。 1,000m3 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1 施工箇所につき2 ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長L を確認（実測は不要）。	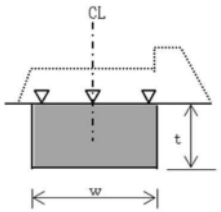	
						位置・間隔ｗ	設計値以上			
						杭径Ｄ	設計値以上			
						深度ℓ	設計値以上			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工　７節　地盤改良工　路床安定処理工　　表層安定処理工　　固結工

1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長 40m毎に１箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長L を確認（実測は不要）。	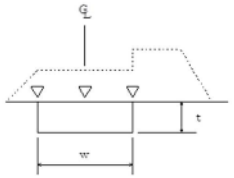	
						施工厚さｔ	-50				
						幅ｗ	-100				
						延長Ｌ	-200				

1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	3	表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理・中層地盤改良工事編）（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長L を確認（実測は不要）	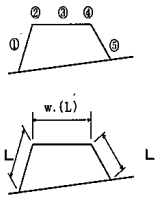	
						法長ℓ	-500				
						天端幅ｗ	-300				
						天端延長L	-500				

1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3 につき1 ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1 ヶ所。 1,000m3 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1 施工箇所につき2 ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長L を確認（実測は不要）。	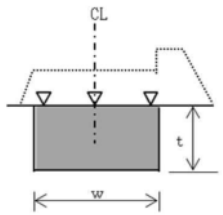	
						位置・間隔ｗ	設計値以上				
						杭径Ｄ	設計値以上				
						深度ℓ	設計値以上				

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ４章 土工　３節　河川、海岸、砂防土工　　掘削工

1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	2	1	掘削工（切土工）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	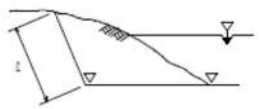	
						法長Ｌ	Ｌ＜5m	-200			
							Ｌ≧5m	法長-4%			
						延長		設計値以上			

1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1.　３次元データによる出来形管理において、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	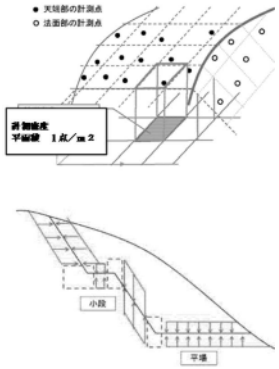	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ４章 土工　３節　河川、海岸、砂防土工　　掘削工

1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	2	1	掘削工（切土工）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	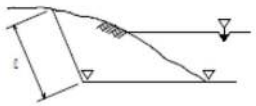	
						法長Ｌ	Ｌ＜5m	-200			
							Ｌ≧5m	法長-4%			
						延長		設計値以上			

1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. ３次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3.計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4.法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5.評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	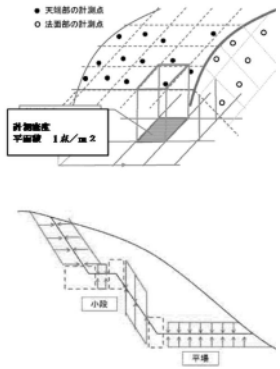	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ４章 土工　３節　河川、海岸、砂防土工　　築堤

1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	3	3	築堤	堤間W1	-200	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	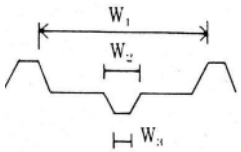	
						低水路幅W2、W3	-100			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ４章 土工　３節　河川、海岸、砂防土工　　築堤

1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	3	3	築堤	堤間W1	−200		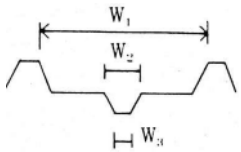	
						低水路幅W2、W3	−100			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ３節 道路土工 掘削工

1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	1	掘削工（切土工）	基準高▽		±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。	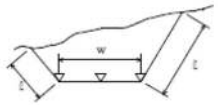	
						法長Ｌ	Ｌ＜5m	-200			
							Ｌ≧5m	法長-4%			
						幅Ｗ		-100			

							平均値	個々の計測値			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）	平場	標高較差	±50	±150	1. ３次元データによる出来形管理において、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	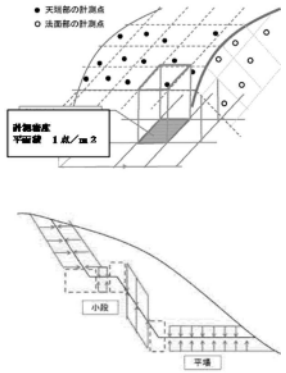	
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±50	±160		
						法面 （軟岩Ｉ） （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ４章 土工　３節　道路土工　　掘削工

1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	1	掘削工（切土工）	基準高▽		±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。	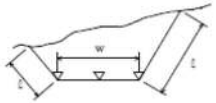	
						法長Ｌ	Ｌ＜5m	-200			
							Ｌ≧5m	法長-4%			
						幅W		-100			

1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1.　３次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3.計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4.法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5.評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	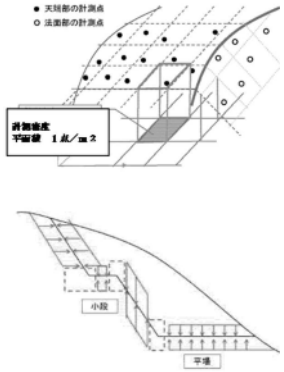	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±50	±160			
						法面 （軟岩Ｉ） （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第１編 共通編 ４章 土工　３節　道路土工　　盛土　路床仕上げ工

1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ	基準高▽		±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。	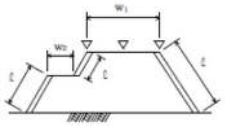	
						法長Ｌ	Ｌ<5m	−100			
							Ｌ≧5m	法長−2%			
						幅 W1、W2		−100			

1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1.　３次元データによる出来形管理において、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3.計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4.法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5.評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	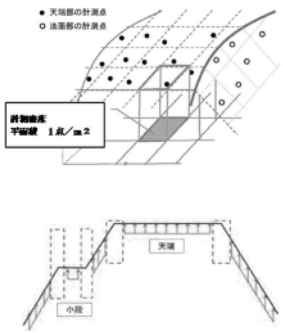	
						天端	標準較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標準較差	±80	±190			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第１編 共通編 ４章 土工　３節　道路土工　　盛土　路床仕上げ工

1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ	基準高▽		±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は道路中心線及び端部で測定。	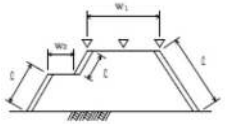	
						法長 L	L<5m	−100			
							L≧5m	法長−2%			
						幅 W1、W2		−100			

1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1.　３次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3.計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4.法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5.評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	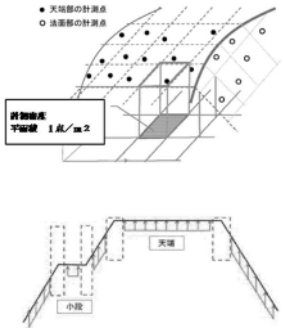	
						天端	標準較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標準較差	±80	±190			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第２編 河川編 １章 築堤・護岸工 ３節 護岸工　護岸付属物工

2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14		護岸付属物工	幅W	-30	各格子間の中央部１箇所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	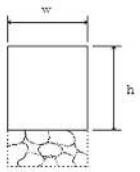	
						高さｈ	-30			

第２編 河川編 １章 築堤・護岸工 ８節 附帯道路工　側溝工

2 河川編	1 築堤・護岸	8 附帯道路工	7		側溝工 （プレキャストＵ型側溝） （Ｌ型側溝） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	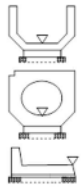	
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第２編 河川編 １章 築堤・護岸工 ３節 護岸工　護岸付属物工

２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１４		護岸付属物工	幅W	−30	各格子間の中央部１箇所を測定。	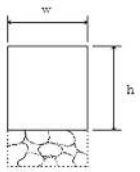	
						高さｈ	−30			

第２編 河川編 １章 築堤・護岸工 ８節 附帯道路工　側溝工

２ 河川編	１ 築堤・護岸	８ 附帯道路工	７		側溝工 （プレキャストＵ型側溝） （Ｌ型側溝） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	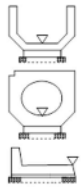	
						延長Ｌ	−200	１施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第２編 河川編 ３章 樋門・樋管 ５節 水路工　　暗渠工

2 河川編	3 樋門・樋管	5 水路工	9		暗渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	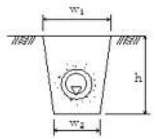	
						幅w1、w2	-50			
						深さｈ	-30			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

第５編 道路編 ３章 道路改良 ４節 法面工　　アンカー工

5 道路編	1 道路改良	4 法面工	3		法面吹付工 （コンクリート） （モルタル）			１－３－３－６吹付工に準ずる。		
			8・9		アンカー工 プレキャスト法枠工	削孔深さＬ	設計値以上	全数（任意仮設は除く）	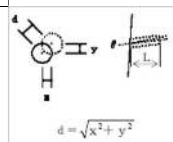	※鉄筋挿入工にも適用する。
						配置誤差ｄ	100			
						せん孔方向β	±2.5度			
			10	1・2	かご工 （じゃかご） （ふとんかご）			２－１－３－14 護岸付属物工に準ずる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第２編 河川編 ３章 樋門・樋管 ５節 水路工　　暗渠工

２ 河川編	３ 樋門・樋管	５ 水路工	９		暗渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	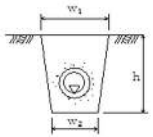	
						幅w1、w2	-50			
						深さｈ	-30			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

第５編 道路編 ３章　道路改良 ４節　法面工　　アンカー工

５ 道路編	１ 道路改良	４ 法面工	３		法面吹付工 （コンクリート） （モルタル）			１－３－３－６吹付工に準ずる。		
			８・９		アンカー工 プレキャスト法枠工	削孔深さＬ	設計値以上	全数（任意仮設は除く）	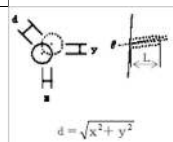	
						配置誤差ｄ	100			
						せん孔方向β	±2.5度			
			１０	１・２	かごエ （じゃかご） （ふとんかご）			２－１－３－14 護岸付属物工に準ずる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第５編 道路編 １章 道路改良 ５節 擁壁工　補強土壁工

5 道路編	1 道路改良	5 擁壁工	9		補強土壁工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	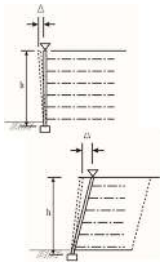	
						高さｈ	ｈ＜3m	-50			
							ｈ≧3m	-100			
						鉛直度△		±0.03ｈ かつ ±300 以内			
						控え長さ （補強材の設計長）		設計値以上			
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎		

第５編 道路編 １章 道路改良 ７節 排水工　側溝工　地下排水工

5 道路編	1 道路改良	7 排水工	2		側溝工 （プレキャストＵ型側溝） （コルゲートフリューム） （自由勾配側溝） （管（函）渠型側溝工） （Ｌ型側溝工）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」		
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	3		地下排水工 （暗渠工）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	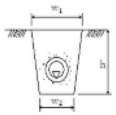	
						幅ｗ1、ｗ2	-50			
						深さｈ	-30			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第５編 道路編 ３章　道路改良 ５節　擁壁工　　補強土壁工

５ 道路編	１ 道路改良	５ 擁壁工	９		補強土壁工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	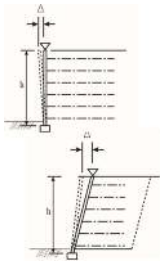	
						高さｈ	ｈ＜3m	-50			
							ｈ≧3m	-100			
						鉛直度△		±0.03ｈ かつ ±300 以内			
						控え長さ		設計値以上			
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎		

第５編 道路編 １章　道路改良 ７節　排水工　　側溝工　地下排水工

５ 道路編	１ 道路改良	７ 排水工	２		側溝工 （プレキャストＵ型側溝） （コルゲートフリューム） （自由勾配側溝） （管（函）渠型側溝工） （Ｌ型側溝工）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
５ 道路編	１ 道路改良	７ 排水工	３		地下排水工 （暗渠工）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	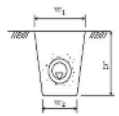	
						幅ｗ1、ｗ2	-50			
						深さｈ	-30			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第５編 道路編 ２章 舗装 ６節 配水工　排水性舗装用路肩排水工

５ 道路編	２ 舗装	６ 排水工	３		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

第５編 道路編 ２章 コンクリート橋上部 ６節 橋梁付属物工　伸縮装置工

５ 道路編	５ コンクリート橋上部	８ 橋梁付属物工	２	１	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	車道端部及び中央付近の３点を測定。 表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3mの直線定規で測って凹凸が３㎜以下	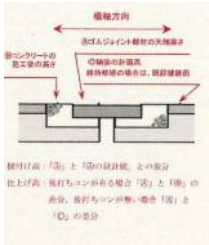	
						表面の凸凹	3			
						仕上げ高さ	塗装面に対し 0～－2			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

第５編 道路編 ２章 舗装 ６節　配水工　　排水性舗装用路肩排水工

５ 道路編	２ 舗装	６ 排水工	３		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 なお、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長Ｌ	−200	１施工箇所毎 なお、従来管理のほかに「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

第５編 道路編 ２章 コンクリート橋上部 ６節　橋梁付属物工　　伸縮装置工

５ 道路編	５ コンクリート橋上部	８ 橋梁付属物工	２	１	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	車道端部及び中央付近の３点を測定。 表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3mの直線定規で測って凹凸が３㎜以下	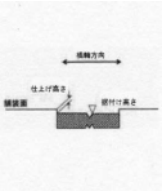	
						表面の凸凹	3			
						仕上げ高さ	塗装面に対し 0～−2			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第５編 道路編 ２章 コンクリート橋上部 ６節　橋梁付属物工　　橋梁用防護柵工　橋梁用高欄工

５ 道路編	４ 鋼橋上部	８ 橋梁付属物工	６・７		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天幅 W1	+10～-5	１径間当たり両端と中央部の３箇所測定。	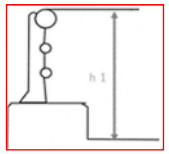	
						地覆の幅 W2	+20～-10			
						高さｈ1	+30～-20			
						高さｈ2	+20～-10			
						有効幅員 W3	+30～0		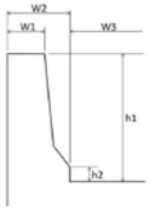	

第２編 河川編　１章 築堤・護岸工 ３節　護岸工　　護岸付属物工

５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	５	３	オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性		３mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

第５編 道路編 ２章 コンクリート橋上部 ６節　橋梁付属物工　　橋梁用防護柵工　橋梁用高欄工

５ 道路編	４ 鋼橋上部	８ 橋梁付属物工	６・７		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天幅 W1	+10～-5	１径間当たり両端と中央部の３箇所測定。	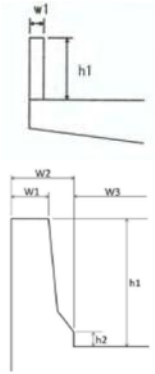	
						地覆の幅 W2	+20～-10			
						高さｈ1	+30～-20			
						高さｈ2	+20～-10			
						有効幅員 W3	+30～0			

第２編 河川編　１章 築堤・護岸工　３節　護岸工　　護岸付属物工

５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	５	３	オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性		３mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下			

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

Ⅱ 土木工事施工管理基準

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工　種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4　プレキャストコンクリート製品 （その他）	材料		コンクリート用混和材･化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフューム）	１回／月以上 ただし、 JISA 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	製造工場が発行する試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書 3	懸濁物質の量：2ｇ/L 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験後に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う 行う。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	１回／月又は入荷の都度	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。 製品の用途、構造等を勘案し、確認が必要な場合は、鋼材の試験成績書による確認。	○
	施行	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工　種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4　プレキャストコンクリート製品 （その他）	材料		コンクリート用混和材･化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6205（防せい剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフューム）	１回／月以上 ただし、JIS A 6202（膨張材）は1回/3ヶ月以上、JISA 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	製造工場が発行する試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書 3	懸濁物質の量：2ｇ/L 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験後に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う 行う。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	１回／月又は入荷の都度	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。 製品の用途、構造等を勘案し、確認が必要な場合は、鋼材の試験成績書による確認。	○
	施行	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12　路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155、[4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53 ㎜： JIS A 1214（砂置換法） JIS A 1210A･B 法 最大粒径＞53 ㎜： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185（突砂法）	最大乾燥密度の 90%以上	500m3 につき１回の割合で行う。ただし、1500m3 未満の工事は１工事当たり３回以上。１回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径＜100 ㎜の場合に適用する。	
				RI 計器を用いた盛土の締固め管理による。	「締固め度による管理」１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 １日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、１日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積（m2）：500 未満／500 以上 1,000 未満／1,000 以上 2,000 未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100 ㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ･RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第９編第６章ＲＩによる土の密度試験」等による。	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長 40m につき１箇所の割で行う。	セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m につき１回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500 ㎥につき１回の割合で行う。ただし、1,500 ㎥未満の工事は１工事あたり３回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 （ベンケルマンビーム）	設計図書による。	プルーフローリング での不良個所について実施		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令２元年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12　路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155、[4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53 ㎜： JIS A 1214（砂置換法） JIS A 1210A･B 法 最大粒径＞53 ㎜： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185（突砂法）	最大乾燥密度の 90%以上	500m3 につき１回の割合で行う。ただし、1500m3 未満の工事は１工事当たり３回以上。１回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径＜100 ㎜の場合に適用する。	
				RI 計器を用いた盛土の締固め管理による。	「締固め度による管理」１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 １日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、１日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積（m2）：500 未満／500 以上 1,000 未満／1,000 以上 2,000 未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100 ㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ･RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第９編第６章ＲＩによる土の密度試験」等による。	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長 40m につき１箇所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m につき１回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500 ㎡につき１回の割合で行う。ただし、1,500 ㎡未満の工事は１工事あたり３回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 （ベンケルマンビーム）	設計図書による。	プルーフローリング゛での不良個所について実施		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15　ｱﾝｶｰ工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	２回（午前・午後）/日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F521-2018	10～18秒　Ｐフロート（グラウンドアンカー設計施工マニュアル）による	練りまぜ開始前に試験は２回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS 4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の 5%かつ３本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（１サイクル確認試験）	同上	同上	・適性試験（多サイクル確認試験）に用いたアンカーを除く全て。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。	同上	
		その他	その他の確認試験	同上	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、適性試験（多サイクル確認試験）、確認試験（１サイクル確認試験）の試験結果をもとに、工事監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

17　抑止ｱﾝｶｰ工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JISA1108	設計図書による。	２回（午前・午後）/日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F521-2018	10～18秒　Ｐフロート（グラウンドアンカー設計施工マニュアル）による	練りまぜ開始前に試験は２回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計･施工基準､同解説(JGS 4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の 5%かつ３本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	グランドアンカー工に適用する。ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（１サイクル確認試験）	同上	同上	・適正試験（多サイクル確認試験）に用いたアンカーを除く全て。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。	同上	
		その他	その他の確認試験	同上	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、適性試験（多サイクル確認試験）、確認試験（１サイクル確認試験）の試験結果をもとに､工事監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和２年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15 ｱﾝｶｰ工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	２回（午前・午後）/日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りまぜ開始前に試験は２回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験 （多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS 4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の 5%かつ３本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験 （１サイクル確認試験）	同上	同上	・適性試験（多サイクル確認試験）に用いたアンカーを除く全て。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。	同上	
		その他	その他の確認試験	同上	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、適性試験（多サイクル確認試験）、確認試験（１サイクル確認試験）の試験結果をもとに、工事監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

17 抑止ｱﾝｶｰ工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JISA1108	設計図書による。	２回（午前・午後）/日		
			モルタルのフロー値試験	JISR5201	設計図書による。	練りまぜ開始前に試験は２回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験 （多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計･施工基準､同解説(JGS 4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の 5%かつ３本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	グランドアンカー工に適用する。ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験 （１サイクル確認試験）	同上	同上	・適正試験（多サイクル確認試験）に用いたアンカーを除く全て。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。	同上	
		その他	その他の確認試験	同上	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、適性試験（多サイクル確認試験）、確認試験（１サイクル確認試験）の試験結果をもとに、工事監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

40　鉄筋挿入工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
40 鉄筋挿入工	施工	必須	品質検査 （芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22 秒	施工開始前１回及び定着材の材料や配合変更時に実施。１回の試験は測定を２回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査 （芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・計測	設計図書による。	材料入荷時		
		必須	圧縮強度試験		設計図書による。	施工開始前１回及び施工日ごと１回 （３本／回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の３％かつ３本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは１サイクルとする。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル２以上の資格を有していなければならない	
		その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに３本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kN もしくは計画最大荷重の 0.1 倍程度とする。		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

	３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）
（旧）令２元年10月版	（追加）

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

41　中層混合処理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
41 中層混合処理	施工	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	○
			土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			テーブルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の一軸圧縮強度試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土懸濁液の pH 試験	JGS 0211	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3 につき１回の割合で行う。 試料採取器又はボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は工事監督員の指示による。	１．実施頻度は、工事監督員との協議による。 ２．ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験 （改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の 85%以上。 ②1 回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1 回の試験とは 3 個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m3～4,000m3 につき１回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ１供試体で１回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は工事監督員の指示による。	実施頻度は、工事監督員との協議による。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

	３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）
（旧）令和２年10月版	（追加）

7 写真管理基準

（新）令和３年10月版	（旧）令和２年10月版	備　考
Ⅱ　土木工事施工管理基準		
７　写真管理基準	７　写真管理基準	
７－10　情報化施工及び３次元データによる施工管理	７－10	

7 写真管理基準

（新）令和３年10月版	（旧）令和２年10月版	備　考
Ⅱ　土木工事施工管理基準		
７　写真管理基準	７　写真管理基準	
７－10　情報化施工及び３次元データによる施工管理 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（路面切削工編）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工(スラリー撹拌工)）（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	７－10　情報化施工及び３次元データによる施工管理 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	

7 写真管理基準

（新）令和３年 10 月版

７－11　撮影箇所一覧表

区　分	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月１回　〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるよう適宜　〔施工中〕	
			工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付。
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	１施工箇所に１回〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量(UAV）」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像（ＩＣＯＮフォルダに格納）〔発生時〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）におけるTS（ノンプリズム方式)、RTK-GNSS、地上型レーザースキャナーを(TLS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザー)、地上移動体搭載型レーザースキャナー」による場合は、計測毎に１回〔発生時〕	工事施工協議簿に添付する。

（旧）令和２年 10 月版

７－11　撮影箇所一覧表

区　分	工　種	写真管理項目			摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月１回　〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるよう適宜　〔施工中〕	適宜	
			工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付。
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	１施工箇所に１回〔施工前後〕	代表箇所１枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事施工協議簿に添付する。
			ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回［発生時］ ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、計測毎に1回［発生時］	ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は写真測量に使用した全ての画像 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、代表箇所各1枚	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和３年 10 月版

７－12　撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
29	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に１回 〔試験実施中〕	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
30	溶接工 （施工）	引張試験	試験毎に１回 〔試験実施中〕	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		放射線透過試験		
		突合せ継手の内部きずに対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったｽﾀｯﾄﾞｼﾞﾍﾞﾙについて 〔試験実施中〕	
31	場所打ち杭 （施工）	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 〔試験実施中〕	
32	ﾎﾟｽﾃﾝPC桁 （施工）	ｺﾝｸﾘｰﾄのPS導入可能圧縮強度	試験毎に１回 〔試験実施中〕	
		ｸﾞﾗｳﾄのｺﾝｼｽﾃﾝｼｰ		
		ｸﾞﾗｳﾄの温度		
		ｸﾞﾗｳﾄのﾌﾞﾘｰｼﾞﾝｸﾞ率、膨張率		
		ｸﾞﾗｳﾄの圧縮強度		
33	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 ［試験実施中］	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に１回 ［試験実施中］	

（旧）令和２年 10 月版

７－12　撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工　種	写真管理項目			摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
29	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に１回 〔試験実施中〕	不要	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
30	溶接工 （施工）	引張試験	試験毎に１回 〔試験実施中〕	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		放射線透過試験			
		突合せ継手の内部きずに対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったｽﾀｯﾄﾞｼﾞﾍﾞﾙについて 〔試験実施中〕		
31	場所打ち杭 （施工）	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 〔試験実施中〕	不要	
32	ﾎﾟｽﾃﾝPC桁 （施工）	ｺﾝｸﾘｰﾄのPS導入可能圧縮強度	試験毎に１回 〔試験実施中〕	不要	
		ｸﾞﾗｳﾄのｺﾝｼｽﾃﾝｼｰ			
		ｸﾞﾗｳﾄの温度			
		ｸﾞﾗｳﾄのﾌﾞﾘｰｼﾞﾝｸﾞ率、膨張率			
		ｸﾞﾗｳﾄの圧縮強度			

備　考

7 写真管理基準

（新）令和３年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	1	アスファルト舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	2	加熱アスファルト 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	

（旧）令和２年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目			摘　要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	1	アスファルト舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方工 式を用いた出来形管理要領（ 舗装工事編）（案）」、「地上型ﾚｰｻﾞｰｽｷｬﾅｰを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型ﾚｰｻﾞｰｽｷｬﾅｰを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ﾉﾝﾌﾟﾘｽﾞﾑ方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」（以下、「舗装工の情報化施工」と呼ぶ。）により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	2	加熱アスファルト 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		

備　考

7 写真管理基準

（新）令和３年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	3	基層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	4	表層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	1	コンクリート舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	

（旧）令和２年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目			摘　要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	3	基層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	4	表層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	1	コンクリート舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		

備　考

7 写真管理基準

（新）令和３年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に１回〔整正後〕ただし「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回〔整正後〕ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	3	アスファルト中間層	整正状況	200mに１回〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに１回〔整正後〕ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	4	コンクリート舗装版工	石粉、プライムコート	80mに１回〔散布時〕	
						ダウエルバー、タイバー寸法、位置	80mに１回〔据付後〕	
						鉄網寸法位置	80mに１回〔据付後〕	
						平坦性	１工事１回〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに１回〔型枠据付後〕ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回〔整正後〕	

（旧）令和２年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	写真管理項目 提出頻度	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎500mに１回〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に１回〔整正後〕ただし、舗装工の情報化施工により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回〔整正後〕ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎１工事に1回〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	3	アスファルト中間層	整正状況	200mに１回〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに１回〔整正後〕ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎１工事に1回〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	4	コンクリート舗装版工	石粉、プライムコート	80mに１回〔散布時〕	代表箇所 各１枚	
						ダウエルバー、タイバー寸法、位置	80mに１回〔据付後〕		
						鉄網寸法位置	80mに１回〔据付後〕		
						平坦性	１工事１回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに１回〔型枠据付後〕ただし、舗装工の情報化施工により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回〔整正後〕		

備　考

7 写真管理基準

（新）令和３年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	5	転圧コンクリート版工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	6	転圧コンクリート版工 セメント（石灰・瀝青）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	7	転圧コンクリート版工 アスファルト中間層	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	

（旧）令和２年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	写真管理項目 提出頻度	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	5	転圧コンクリート版工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	6	転圧コンクリート版工 セメント（石灰・瀝青）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	7	転圧コンクリート版工 アスファルト中間層	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		

備　考

7 写真管理基準

（新）令和３年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	8	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ 転圧状況	500mに１回 〔施工中〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	9	コンクリート舗装工（連続鉄筋コンクリート舗装）	石粉 ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に１回 〔散布時〕	
						鉄筋寸法、位置	80mに１回 〔据付後〕	
						横膨張目地部ﾀﾞｳｪﾙﾊﾞｰ寸法、位置	１施工箇所に１回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ目地部・縦そりﾀﾞﾐｰ目地部ﾀﾞｲﾊﾞｰ寸法、位置	80mに１回 〔据付後〕	
						平坦性	１工事に１回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 〔ｽﾘｯﾌﾟﾌｫｰﾑ工法の場合は打設前後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	１工事に１回	

（旧）令和２年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	写真管理項目 提出頻度	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	8	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ 転圧状況	500mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 ただし、舗装工の情報化施工により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	9	コンクリート舗装工（連続鉄筋コンクリート舗装）	石粉 ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に１回 〔散布時〕	代表箇所 各１枚	
						鉄筋寸法、位置	80mに１回 〔据付後〕		
						横膨張目地部ﾀﾞｳｪﾙﾊﾞｰ寸法、位置	１施工箇所に１回 〔据付後〕		
						縦そり突合せ目地部・縦そりﾀﾞﾐｰ目地部ﾀﾞｲﾊﾞｰ寸法、位置	80mに１回 〔据付後〕		
						平坦性	１工事に１回 〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 〔ｽﾘｯﾌﾟﾌｫｰﾑ工法の場合は打設前後〕 ただし、舗装工の情報化施工により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕		
						目地段差	１工事に１回		

備　考

7 写真管理基準

（新）令和３年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	1	下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	3	基層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕	

（旧）令和２年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目			摘　要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	1	下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	3	基層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		

備　考

7　写真管理基準

（新）令和３年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン （サンドドレーンエ） （ペーパードレーンエ） （袋詰式サンドドレーンエ） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイルエ）	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は１施工箇所に１回 〔打込み前後、施工中〕	
						杭径 位置・間隔	200㎡又は１施工箇所に１回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工	1 2	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイルエ）	位置・間隔 杭径 深度	１施工箇所に１回 〔打込後〕 ただし、（スラリー撹拌工）において、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー撹拌工）編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工	3	固結工 （中層混合処理）	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3、又は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１回 〔施工厚さ　施工中〕 〔幅　施工後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編）」により出来形管理に関わる写真管理を省略できる。	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （Ｈ鋼杭） （鋼矢板）	変位 根入長	40m又は１施工箇所に１回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	

（旧）令和２年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	写真管理項目 提出頻度	摘　要
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン （サンドドレーンエ） （ペーパードレーンエ） （袋詰式サンドドレーンエ） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイルエ）	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は１施工箇所に１回 〔打込み前後、施工中〕	代表箇所 各１枚	
						杭径 位置・間隔	200㎡又は１施工箇所に１回　〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量　〔打込前後〕		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工		固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （セメントミルク撹拌工） （生石灰パイルエ）	位置・間隔 杭径 深度	１施工箇所に１回 〔打込後〕	代表箇所 各１枚	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （Ｈ鋼杭） （鋼矢板）	変位 根入長	40m又は１施工箇所に１回　〔打込前〕	代表箇所 各１枚	
						数量	全数量　〔打込後〕		
						配置誤差	１施工箇所に１回 〔施工後〕		

備　考

7 写真管理基準

（新）令和３年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に１回〔掘削中〕	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は１施工箇所に１回〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は１工事１回〔掘削後〕	
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工・築堤	巻出し厚	200mに１回〔巻出し時〕	
						締固め状況	転圧機械が変わる毎に１回〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は１工事１回〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

（旧）令和２年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目			摘　要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に１回〔掘削中〕	代表箇所 各１枚	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は１施工箇所に１回〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS(ﾉﾝﾌﾟﾘｽﾞﾑ方式)を用いた出来形管理要領(土木編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要 領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（ 土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」（以下、「土工の情報化施工」と呼ぶ。）による場合は１工事１回〔掘削後〕		
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工・築堤	巻出し厚	200mに１回〔巻出し時〕	代表箇所 各１枚	
						締固め状況	転圧機械が変わる毎に１回〔締固め時〕		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		
							土工の情報化施工による場合は１工事１回〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影

備　考

7 写真管理基準

（新）令和３年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に１回〔掘削中〕	
						※右のいずれかで撮影する。	200m又は１施工箇所に１回〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は１工事１回〔掘削後〕	
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6		盛土工 路床工	巻出し厚	200mに１回〔巻出し時〕	
						締固め状況	転圧機械が変わる毎に１回〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は１工事１回〔掘削後〕	
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

（旧）令和２年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目			摘　要
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に１回〔掘削中〕	代表箇所 各１枚	
						※右のいずれかで撮影する。	200m又は１施工箇所に１回〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							土工の情報化施工による場合は１工事１回〔掘削後〕		
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6		盛土工 路床工	巻出し厚	200mに１回〔巻出し時〕	代表箇所 各１枚	
						締固め状況	転圧機械が変わる毎に１回〔締固め時〕		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							土工の情報化施工による場合は１工事１回〔施工後〕		

備　考

7 写真管理基準

（新）令和３年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	3		路面切削工	幅 厚さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は１工事1回	
			4		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	5		オーバーレイ工	平坦性	１施工箇所に１回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						整正状況	200mに１回 〔施工後〕	
			6		路上再生路盤工	敷均厚 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況 厚さ	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	7		路上表層再生工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						平坦性	１工事に１回 〔実施中〕	
			8		歩道舗装修繕工		１－３－６－５ アスファルト舗装工に準ずる。	
			9		プレキャストＲＣ舗装版工	据付状況	100m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	
5 道路編	13 道路修繕	5 道路構造物修繕工	2		排水構造物修繕工	厚さ 高さ	１施工箇所に１回 〔修繕後〕	
5 道路編	13 道路修繕	6 橋梁修繕工	8		伸縮継手修繕工	厚さ 幅 延長	１施工箇所に１回 〔修繕後〕	

（旧）令和２年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

5 道路編	14 道路修繕	4 舗装修繕工	3		路面切削工	幅 厚さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
			4		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
5 道路編	14 道路修繕	4 舗装修繕工	5		オーバーレイ工	平坦性	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						整正状況	200mに１回 〔施工後〕		
			6		路上再生路盤工	敷均厚 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況 厚さ	各層毎500mに１回 〔整正後〕		
5 道路編	14 道路修繕	4 舗装修繕工	7		路上表層再生工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						平坦性	１工事に１回 〔実施中〕		
			8		歩道舗装修繕工		１－３－６－５ アスファルト舗装工に準ずる。		
			9		プレキャストＲＣ舗装版工	据付状況	100m又は１施工箇所に１回　〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
5 道路編	14 道路修繕	5 道路構造物修繕工	2		排水構造物修繕工	厚さ 高さ	１施工箇所に１回 〔修繕後〕	代表箇所 各１枚	
5 道路編	14 道路修繕	6 橋梁修繕工	8		伸縮継手修繕工	厚さ 幅 延長	１施工箇所に１回 〔修繕後〕	代表箇所 各１枚	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和３年 10 月版	（旧）令和２年 10 月版	備　考
削除	７－14 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案） （本文省略）	
７－14 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について （本文省略）	７－15 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について （本文省略）	